# 瀬戸内海国立公園の保護及び利用に関する 行政評価・監視

結 果 報 告 書

平成28年3月中国四国管区行政評価局

# 目 次

		頁
第1 行政評価・監視	見の目的等	1
第2 行政評価・監視	見結果	3
1 現状に即した管	·理運営計画の変更	3
2 公園施設の適正		11
(1) 公園施設の適	「切な維持管理	11
(2) 展望地の眺望	dの確保	26
(3) 違反行為の予	予防・発見のための巡視等の励行	36
3 利用者に対する	情報提供の充実	44
(1) 標識等の適切	]な設置・管理等	44
(2) ビジターセン	ター等における情報提供の充実等	66

# 説明図表目次

			頁
1 Į	見状に即した管	理運営計画の変更	
	図表 1 一①	自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)(抜粋)	6
	図表 1 - ②	瀬戸内海国立公園の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	図表 1 - ③	国立公園における協働型管理運営を進めるための提言(平成26年3月、	
		国立公園における協働型運営体制のあり方検討会)(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	図表 1 - ④	「国立公園管理運営計画作成要領」について(平成26年7月7日付け環	
		自国発第 1407074 号環境省自然環境局長通知)(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	図表 1 - ⑤	瀬戸内海国立公園の調査対象3県に係る管理運営計画の策定・変更状況 ・・	8
	図表 1 - ⑥	ビジターセンターに係る記載内容(瀬戸内海国立公園(広島県地域)管	
		理計画書)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	図表 1 - ⑦	行政手続法(平成5年法律第88号)(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	図表 1 - ⑧	国立公園の許可、届出等の取扱要領の全部改正について(平成22年4月	
		1日付け環自国発第 100401006 号環境省自然環境局長通知)(抜粋)・・・・・・・	9
	図表 1 - ⑨	広告物に関する行為許可に関する取扱方針に係る記載内容(瀬戸内海国	
		立公園(山口県地域)管理計画及び瀬戸内海国立公園(関門海峡地域)	
		管理計画書) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9
	図表 1 一⑩	瀬戸内海国立公園(広島県地域)管理計画書(抜粋) ************************************	10
	図表 1 一⑪	瀬戸内海国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例(公布日:	
		平成 12 年 10 月 3 日環境庁告示 67 号)(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
2 1	(周体記の流)	ことででは、利用の確保	
		- なきは、利用の確保 通切な維持管理	
(1)		- ① 公園事業に関する法令 ······	16
		- ② 自然公園等事業の改革について(平成 16 年 12 月 27 日付け環自計	10
	四红2 (1)	発第 041227001 号・環自国発第 041227001 号・環自整発第 041227	
		003 号環境省自然環境局自然環境計画・国立公園・自然環境整備課	
		長連名通知)(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	図表 2 - (1)	<ul><li>一③ 国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言一時代に応える</li></ul>	
		自然公園を求めて一(平成19年3月、国立・国定公園の指定及び	
		管理運営に関する検討会)(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	図表 2 - (1)		
		3月、国立公園における協働型運営体制のあり方検討会)(抜粋)・・・・	18
	図表 2 - (1)		
	. ,	7日付け環自国発第1407073号環境省自然環境局長通知)(抜粋)・・・・	18
	図表 2-(1)	一⑥ 瀬戸内海国立公園内における個別課題対応型協議会及び個別地域	

		対応型協議会の設置状況(調査対象3県内)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	図表 2-(1)-⑦	現地調査対象地区	19
	図表 2-(1)-⑧	公園施設の維持管理が不適切となっている事例(環境省直轄施設)・・・	20
	図表 2-(1)-9	公園施設の維持管理が不適切となっている事例(地方公共団体設置	
		の公園施設)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	図表 2-(1)-⑩	公園施設の維持管理が不適切となっている事例(民間公園事業施設)・	23
	図表 2-(1)-⑪	国立公園における自然環境整備交付金事業の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	図表 2-(1)-⑩	地方公共団体において、予算や人員不足から施設の再整備や補修へ	
		の早急な対応ができないとするもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
(2	②)展望地の眺望の確	·····································	
	図表 2-(2)-①	瀬戸内海国立公園の特長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	図表 2-(2)-②	瀬戸内海国立公園(岡山県地域)管理計画書(抜粋)	29
	図表 2-(2)-③	瀬戸内海国立公園(山口県地域)管理計画書(抜粋)	30
	図表 2-(2)-④	展望地からの眺望の確保が不十分となっている事例(環境省直轄施	
		設)	31
	図表 2-(2)-⑤	展望地からの眺望の確保が不十分となっている事例(地方公共団体	
		設置の公園施設)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
	図表 2-(2)-⑥	眺望確保のための樹木の伐採を行っていない理由、あい路(地方公	
		共団体の説明) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
(3	3) 違反行為の予防・	発見のための巡視等の励行	
	図表 2-(3)-①	開発行為等の許可に関する法令 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
	図表 2-(3)-②	国立公園の許可、届出等の取扱要領(平成17年10月3日環自国発第	
		051003001号) (抜粋)	40
	図表 2-(3)-③	瀬戸内海国立公園(岡山県地域、広島県地域、山口県地域)におけ	
		る自然公園法第20条第3項及び第21条第3項の規定に基づく許可	
		の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	図表 2-(3)-④	特別地域において無許可で広告物を設置している事例	42
	図表 2-(3)-⑤	特別地域において工作物が閉鎖された状態で放置されている事例 ・・・	42
	図表 2-(3)-⑥	集団施設地区において利用されなくなり廃屋となった施設が存置さ	
		れている事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
3	利用者に対する情報	提供	
(1	)標識等の適切な設	置・管理等	
	図表 3-(1)-①	「自然公園技術指針」(平成25年7月制定 平成27年8月改定、環	
		境省自然環境局自然環境整備担当参事官室)(抜粋) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	48
	図表3-(1)-②	標識の多言語表記に関する政府の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
	図表 3-(1)-③	道路の分岐点等必要な箇所に案内標識がないもの、分かりにくいもの・	49

	図表 3-(1)-④	内容等に誤りがあり、利用者を誤誘導するおそれのあるもの ・・・・・・・	58
	図表 3-(1)-⑤	利用者に対する注意喚起が不足しているもの又は不備があるもの ・・・	60
	図表 3-(1)-⑥	調査対象地区における外国人観光客数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
	図表 3-(1)-⑦	大久野島の宿泊施設の外国人宿泊者数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
	図表 3-(1)-8	大久野島において多言語化されていない標識の例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
(0	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	なに かして 持担担 (4 o 大中体	
(2		等における情報提供の充実等	
	図表 3 - (2) - ①	ビジターセンターの法令等における位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
	図表 3 - (2) - ②	ビジターセンターの機能に関する規定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
	図表 3-(2)-3	ビジターセンターの多言語化に関する政府の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
	図表 3-(2)-④	ビジターセンターの多言語化に関する規定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
	図表 3-(2)-⑤	調査対象3県内の瀬戸内海国立公園に所在するビジターセンター ・・・	73
	図表 3-(2)-⑥	調査対象3県内の瀬戸内海国立公園に所在するビジターセンター	
		が有する機能	73
	図表 3-(2)-⑦	環境省の国立公園ホームページにおける瀬戸内海国立公園のビジ	
		ターセンターに関する情報提供内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
	図表 3-(2)-⑧	ビジターセンターの展示施設が故障して利用できない事例 ・・・・・・・・	75
	図表 3-(2)-9	大久野島ビジターセンターの展示施設の改修計画 ・・・・・・・・・・・・・・	76
	図表 3 - (2) - ⑩	調査対象3県内の瀬戸内海国立公園に所在するビジターセンター	
		の利用者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
	図表 3 - (2) - ①	ビジターセンターの展示物等の多言語表記に取り組んでいる事例 ・・・	77
	図表 3-(2)-①	ビジターセンターの展示物等の多言語表記が行われていない事例 ・・・	79
	図表 3-(2)-①	大久野島ビジターセンターの展示施設の多言語化の計画 ・・・・・・・・・・	80
	図表 3 - (2) - 4	環境省のホームページにおけるビジターセンターの休館日の案内	
		が間違っている事例	81
	図表 3-(2)-①	休憩所が利用者に対する情報提供の場として活用されていない事例・・・	82

#### 第1 行政評価・監視の目的等

#### 1 目的

国立公園は、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)により、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であって、環境大臣が指定するものをいい、現在、全国で 32 か所が指定されている。

瀬戸内海国立公園は、昭和9年に雲仙や霧島とともに我が国初の国立公園として指定され、数度にわたる区域の見直しを経て、陸域面積が約6万7千ha、海域を含めた総面積が約90万4千haに及ぶ1府10県にまたがる日本一広大な国立公園である。また、大小合わせて1,000あまりに及ぶ島々が点在する「多島海景観」を特徴としており、年間約4,000万人の利用者が訪れている。

現在、政府は、「観光立国の実現に向けたアクション・プログラム 2015」(平成 27 年 6 月)を策定し、東京オリンピック・パラリンピックが開催される 2020 年までに訪日外国人旅行者 2,000 万人の早期実現を目指して、地方創生に資する観光地域づくり、国内観光の振興などの取組を進めることとしており、国立公園に関しては、統一性・連続性のある標識・サイン等の整備を進める、トイレ等のユニバーサルデザイン対応を図ることなどがうたわれている。また、同プログラムの中で、外国人・日本人を問わず国の内外から観光客を呼び込むことが、地域の経済活性化など「地方創生」につながることが指摘されている。

一方、中国経済連合会は、平成 18 年に、国、地方自治体、民間団体に対するアンケート調査等を実施し、①自然や景観が守られていない、②公園区域の管理体制が整っておらず、現場の管理が行き届いていない、③瀬戸内海国立公園の認知度が低いなどの課題が指摘されたことを踏まえ、国に対し、瀬戸内海の眺望の魅力を地域内外に広く知らしめることなどを提言している。また、中国地方知事会は、「平成 27 年度国の施策に関する提案書(平成 26 年 8 月)」の中で、瀬戸内海国立公園について、瀬戸内海の自然環境の保全と公園施設の利活用を促進するため、老朽化した休憩所及びトイレなどの施設の再整備や、登山道の改修及び手すり設置など安全対策を計画的に促進することを国に提案している。

この行政評価・監視は、瀬戸内海国立公園における自然環境の保護及び安全かつ適正な利用の増進を図る観点から、管理運営計画の策定状況、公園施設の整備及び維持管理の実施状況、利用者に対する情報提供の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

#### 2 調査項目

- (1) 管理運営計画の策定状況
- (2) 公園施設の整備及び維持管理の実施状況
- (3) 利用者に対する情報提供の実施状況

# 3 対象機関

- (1) 調査対象機関 環境省中国四国地方環境事務所
- (2) 関連調査等対象機関 県、市、関係団体等

# 4 調査実施時期

平成27年8月~28年3月

# 5 担当部局

中国四国管区行政評価局

# 第2 行政評価·監視結果

# 1 現状に即した管理運営計画の変更

1 現状に即した官理連宮計画の変更 通知	説明図表番号
【制度の概要】	加列四次田り
我が国においては、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の	図表 1 一(1)
推進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物	
の多様性の確保に寄与することを目的として、自然公園法(昭和32年法律第	
161 号。以下「法」という。)が定められている。国立公園は、我が国の風景	
を代表するに足りる傑出した自然の風景地(海域の景観地を含む。)であって、	
法第5条第1項により、環境大臣が関係都道府県及び中央環境審議会の意見	
を聴いて区域を定めて指定するものとされている。	
瀬戸内海国立公園は、昭和9年に我が国初の国立公園として指定されてお	図表 1 一②
り、その後、数度にわたる区域の見直しを経て、平成28年1月現在、その陸	
域面積は 66,934ha、海域面積は 837,541ha に及び、関係府県は 1 府 10 県にま	
たがっている。	
我が国の国立公園は、土地所有に関わらず区域を定めて指定し、公用制限	
   を課す地域性自然公園制度を採っており、国立公園の保護及び利用には、国	
だけでなく、地方公共団体や民間事業者等多様な主体が関わっている。	
環境省が設置した有識者による検討会では、国立公園の多様な関係主体の	図表 1 一③
間において、①国立公園の望ましい保護・利用の姿(国立公園のビジョン)、	
国立公園の管理運営のあり方、国立公園を含む地域全体の課題や進むべき方	
向性について、認識を共有すること、②当該認識は、ある程度の期間を区切	
った上で、社会的情勢の変化を踏まえて評価し、見直しを行い、共有を継続	
することなどが重要であると提言している(平成26年3月の「国立公園にお	
ける協働型管理運営を進めるための提言」(国立公園における協働型運営体制	
のあり方検討会))。	
国立公園については、法第7条第1項により、国立公園ごとに、環境大臣	図表 1 一①
が関係都道府県及び中央環境審議会の意見を聴いて公園計画を策定すること	(再掲)
とされている。	
また、「『国立公園管理運営計画作成要領』について」(平成 26 年 7 月 7 日	図表 1 一④
付け環自国発第 1407074 号地方環境事務所長並びに釧路、長野及び那覇自然	
環境事務所長宛環境省自然環境局長通知。以下「管理運営計画作成要領」と	
いう。)に基づき、地方環境事務所長は、地域の実情に即した公園の管理運営	
を図るとともに、地域の多様な関係者と国立公園の目指すべき姿や将来目標、	
国立公園の保護と利用の推進すべき方向性について共通認識を持ち、国立公	
園の管理運営を協働により進めていくことで、国立公園の適正な保護及び利	
用の推進を図るため、国立公園管理運営計画(以下「管理運営計画」という。)	
を作成することとされている。	

管理運営計画には、原則として、i)管理運営計画作成の経緯、ii)管理運営計画区の概況、iii)国立公園のビジョン、iv)管理運営方針、v)風致景観及び自然環境の保全に関する事項、vi)適正な公園利用の推進に関する事項、vii)公園事業及び公営許可等の取扱いに関する事項、vii)国立公園関係者の連携体制等に関する事項及びix)その他及び参考資料を定めることとされている。

管理運営計画の変更については、管理運営計画作成要領により、公園計画の見直しの機会に実施することを基本としつつ、部分的な変更については、必要に応じて随時実施することができるとされている。

# 【調査結果】

今回、瀬戸内海国立公園の調査対象3県(岡山県、広島県及び山口県)に 係る管理運営計画の作成・変更状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

(注) 今回、瀬戸内海国立公園の関係府県のうち、当局管内に係る岡山県、広島県及び山口県 の地域を調査対象とした。

瀬戸内海国立公園の調査対象3県に係る管理運営計画として、岡山県地域、 広島県地域、山口県地域及び関門海峡地域の4計画が作成されているが、こ のうち、広島県地域及び関門海峡地域の2計画は、それぞれ平成元年3月、 昭和63年3月に作成された後、25年以上一度も変更されていない。

これら2計画の内容をみると、次のとおり、現状とそぐわない状況がみられる。

- ① 広島県地域には、大久野島ビジターセンターが平成15年4月に開設されているが、同地域の管理運営計画には、「ビジターセンターが存在しない」と記載されている。
- ② 平成18年7月に、ミヤジマトンボが国立公園特別地域内において捕獲等を規制する指定動物に指定されており、24年7月には、宮島(広島県廿日市市)の一部がラムサール条約湿地として登録されているが、広島県地域の管理運営計画には、ミヤジマトンボの保護、ラムサール条約湿地の保全等に関する記述がない。
- ③ 管理運営計画は、法第20条第3項、第21条第3項及び第22条に基づく開発行為等の許可に関し、行政手続法(平成5年法律第88号)に規定する審査基準に位置付けられているが、i)広告物に関する行為許可について、岡山県地域、広島県地域及び山口県地域の管理運営計画には具体的な取扱方針が示されているが、関門海峡地域の管理運営計画には記載されていない、ii)広島県地域の管理運営計画には、宮島の4地区について審査基準の特例が記載されているが、平成12年に新たに設けられた宮島本町地区に係る特例が記載されていない。

図表 1 - ⑤

図表 1 - ⑥

図表 1 - ⑦

図表 1 - (8)

図表1-9

図表 1 一⑩

図表 1 一(1)

上記の状況について、中国四国地方環境事務所では、次のように説明している。

- ① 管理運営計画の変更は、公園計画の見直しの機会に実施することとされており、また、公園計画の見直しがあっても、管理運営に関わること以外の事項であれば、管理運営計画を変更しない場合もある。広島県地域では、昭和62年11月の公園計画の再検討以降、公園計画の見直しは行っていない。また、平成3年の山口県地域の公園計画の再検討及び18年の同地域の公園計画の点検のいずれにおいても、関門海峡地域では大きな変更がなかった。このため、両地域の管理運営計画の変更は行っていない。なお、現在、広島県地域及び山口県地域の公園計画の点検作業を進めている。
- ② 管理運営計画の変更は、公園計画の見直しの機会に実施することを基本に、当該機会において改正の必要性を考慮して対応するものであり、状況変化があれば直ちに変更するというものでもない。

しかしながら、広島県地域及び関門海峡地域の管理運営計画については、 次の理由から、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図るため、早急に現 状に即した計画内容に変更する必要があると考えられる。

- ① 国立公園の適正な利用を促進し、自然保護思想の普及啓発を図るため、 現地の拠点であるビジターセンターの果たす役割は大きく、ビジターセン ターの活用方策について、管理運営計画において明確にすることが重要で あること。
- ② 平成 21 年6月の法改正により、法の目的に、「生物の多様性の確保に寄与すること」が追加されるなど、国立公園が生物多様性の確保に関し重要な役割を果たすことが求められていることから、国立公園内の保全対象に係る保全方針について明確にする必要があること。
- ③ 行政手続法第5条第1項において、審査基準はできる限り具体的なものとし、公にしておかなければならないこととされていること。また、開発行為等の許可権限の一部は、都道府県知事に委託されており(法定受託事務)、市町村が申請の受付事務を行っている場合もあることから、関係行政機関の認識の共有を図るためにも、管理運営計画において審査基準の明確化を図る必要があること。

#### 【所見】

したがって、中国四国地方環境事務所は、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図る観点から、地域の多様な関係者と国立公園の管理運営のあり方等について認識を共有するため、広島県地域及び関門海峡地域の管理運営計画について、早期に、現状に即した内容に変更する必要がある。

#### 図表 1 一①

## 自然公園法 (昭和32年法律第161号) (抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

(指定)

第5条 国立公園は、環境大臣が、関係都道府県及び中央環境審議会(以下「審議会」という。) の意見を聴き、区域を定めて指定する。

(公園計画の決定)

第7条 国立公園に関する公園計画は、環境大臣が、関係都道府県及び審議会の意見を聴いて決 定する。

#### 図表 1 - ②

# 瀬戸内海国立公園の概要

国立公園名	指定年月日	面積(ha)	関係府県
瀬戸内海国立公園	昭和9年3月16日	(陸域) 66,934	大阪府、兵庫県、和歌山県、
		(海域) 837, 541	岡山県、広島県、山口県、
		(合計) 904,475	徳島県、香川県、愛媛県、
			福岡県、大分県

- (注) 1 環境省のリーフレット「瀬戸内海国立公園」(2015年発行)に基づき、当局が作成した。
  - 2 大阪府、兵庫県及び和歌山県は近畿地方環境事務所が、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県及び愛媛県は中国四国地方環境事務所が、福岡県及び大分県は九州地方環境事務所がそれぞれ管轄している。

# 図表 1 一③ 国立公園における協働型管理運営を進めるための提言(平成 26 年 3 月、国立公園における協働型運営体制のあり方検討会)(抜粋)

- 3. 国立公園の協働型管理運営を進める必要性
- (5) 協働型管理運営を進めるための体制づくり
- 上記の(1)~(4)に適切に対応するためには、<u>国立公園の多様な関係主体の間において、</u>
  - ・ <u>国立公園の望ましい保護・利用の姿(国立公園ビジョン)、国立公園の管理運営のあり方、国立公園を含む地域全体の課題や進むべき方向性について、認識を共有するこ</u>と
  - ・ また、当該認識は、ある程度の期間を区切った上で、社会的情勢の変化を踏まえて評価し、見直しを行い、共有を継続すること
  - ・ こうした共通認識に基づき、取り組むべき施策についての方向性・具体的内容(行動計画)についても、認識を共有すること
  - ・ この行動計画に基づき、環境省、地方公共団体、民間事業者等の関係者の中で役割分 担を行い、具体の取組を進めること

<u>が重要</u>であり、そのために「総合型協議会」において、連絡調整を行いながら、関係者による協働型の管理運営の取組を進めることが望ましい。

(注) 下線は、当局が付した。

# 図表 1 一④ 「国立公園管理運営計画作成要領」について(平成 26 年 7 月 7 日付け環自国発第 1407074 号環境省自然環境局長通知)(抜粋)

#### 第1 目的

国立公園管理運営計画(以下「管理運営計画」という。)は、<u>地域の実情に即した国立公園管理運営業務の一層の徹底を図るとともに、地域の多様な関係者と国立公園の目指すべき姿や将来目標、国立公園の保護と利用の推進すべき方向性について共通認識を持ち、国立公園の管理運営を協働により進めていくことで、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的として作成するものとする。</u>

(略)

#### 第3 管理運営計画の内容

管理運営計画においては、原則として次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)管理運営計画作成の経緯

管理運営計画の作成又は変更の経緯及びその要点を記載する。

(2) 管理運営計画区の概況

管理運営計画区を構成する風致景観及び自然環境の概況、利用の概況、公園計画(規制計画及び施設計画)の概況を記載する。

(3) ビジョン

管理運営計画区の風致景観及び自然環境、利用状況等の国立公園ごとの特徴を踏まえた国立公園の望ましい姿(国立公園の保護すべき資源、利用の方向性等)、国立公園が提供すべきサービス(役割)、国立公園の価値や保全・利用の目標をわかりやすく示したものを記載する。国立公園を中核とする地域の関係者によって構成され、国立公園における保護の課題、国立公園が提供すべきサービス等について総合的に議論する協議会(以下「総合型協議会」という。)において決定した内容を記載する。

(4)管理運営方針

上記(3)の国立公園のビジョンを実現するために、環境省や地域の国立公園関係者が、国立公園を管理運営していくに当たっての方向性を示したものであり、総合型協議会において決定した内容を記載する。

(5) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

管理運営計画区において保全すべき風致景観及び自然環境を整理の上、それぞれの保全方針を記載する。また、当該方針に従い、保全のための指導事項、遵守事項及び地域ルール並びに環境省としての風致景観及び自然環境の保全に関して取り組むべき事項とともに、総合型協議会において決定し、行動計画に位置付けられた環境省を含む各主体の取組について記載する。

(6) 適正な公園利用の推進に関する事項

管理運営計画区において風致景観及び自然環境の希少性や脆弱性、地形的要素、アクセス条件等を整理の上、当該地域の利用方針を記載する。なお、利用方針を整理する際には、上記の整理に従いエリア分けした上で、エリアごとに利用方針を示すこともあり得る。また、当該方針に従い、適正利用のための指導事項、遵守事項及び地域ルール並びに環境省として適正な公園利用の推進に関して取り組むべき事項とともに、総合型協議会において決定し、行動計画に位置付けられた環境省を含む各主体の取組について記載する。

(7) 公園事業及び公営許可等の取扱いに関する事項

(公園事業取扱方針)

公園事業について、事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成22年4月1日環自国発第100401003号)によるほか、事業者等を指導する取扱方針を定める。

(許可、届出等取扱方針)

国立公園内における各種行為について、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成17年10月3日環自国発第051003001号)及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成12年8月7日環自計第171号・環自国第448-1号)において定める基準の細部解釈によるほか、事業者等を指導する取扱方針を定める。

(8) 国立公園関係者の連携体制等に関する事項

総合型協議会の開催、情報共有体制等、管理運営計画の運用その他の新たな課題への対応を行っていくための、地域の国立公園関係者との連携体制等について記載する。

(9) その他及び参考資料

上記(1)~(8)のほか、国立公園の管理運営において必要な事項について定める。また、参考 資料として、管理運営計画とは別に定められた当該地区における各種許認可に係る通知、行為の許可 基準の特例、指定動植物一覧等の国立公園の管理運営を図っていく上で必要な資料を添付し、国立公 園関係者と情報共有を図ることとする。

#### 第4 管理運営計画の作成手続

1 管理運営計画(管理運営計画に係る特定事項を含む。)は、地方環境事務所長(釧路自然環境事務所

長、長野自然環境事務所長及び那覇自然環境事務所長を含む。以下同じ)が、原則として総合型協議会 又はその分科会等を活用して作成(変更する場合も含む。以下同じ)するものとする。

なお、管理運営計画の変更は、総合型協議会におけるビジョン等の決定を受け、公園計画の見直しの機会に実施することを基本とするが、部分的な変更については、総合型協議会の設置状況や公園計画の見直し状況等の地域の実情を踏まえ、必要に応じてこれによらずに随時実施することができるものとする。

- 2 地方環境事務所長は管理運営計画の作成に当たっては、関係者の意見を十分聴取するとともに、その作成状況について随時情報共有に努めることとする。また、行政手続法第6章の規定による意見公募手続により広く一般から意見を募集するものとする。
  - ただし、第3の(7)に掲げる事項に関係しない軽微な変更等であって、関係者の意見聴取や一般からの意見公募手続の必要がないと地方環境事務所長が判断した場合はこれらを省略できる。
- 3 管理運営計画に記載する事項のうち、第3の(7)に掲げる事項の作成に当たっては、法定受託事務 実施都県の了承を得るものとする。
- 4 地方環境事務所長は、管理運営計画に記載する事項のうち第3の(7)に掲げる事項の案については、 あらかじめ自然環境局長と協議しなければならない。自然環境局長は、地方環境事務所長から案の協議を受けたときには、原則として2か月以内に同意の可否について回答するものとする。
- 5 地方環境事務所長は、管理運営計画の作成に当たっては、必要に応じ第3の(7)に掲げる事項以外の事項についても、自然環境局長の意見を聴くことができる。

(略)

## 第7 管理運営計画の運用

地方環境事務所長は、管理運営計画を作成した際には、総合型協議会に報告し、情報共有を図るとともに、総合型協議会において当該計画の運用状況について共有を図っていくものとする。(略)

(注) 下線は、当局が付した。

# 図表 1 一⑤ 瀬戸内海国立公園の調査対象 3 県に係る管理運営計画の策定・変更状況

名称 瀬戸内海国立公		瀬戸内海国立公園	瀬戸内海国立公園	瀬戸内海国立公園	瀬戸内海国立公園
() () () () () () () () () () () () () (		(岡山県地域)	(広島県地域)	(山口県地域)	(関門海峡地域)
		管理計画書	管理計画書	管理計画	管理計画書
	策定	平成2年3月	平成元年3月	平成6年4月	昭和63年3月
	変更	平成 19 年 11 月	(未改訂)	平成23年2月	(未改訂)

- (注) 1 当局の調査結果により作成した。
  - 2 管理運営計画作成要領により、「国立公園管理計画」は、「国立公園管理運営計画」とみなすとされている。

#### 図表 1 一⑥ ビジターセンターに係る記載内容(瀬戸内海国立公園(広島県地域)管理計画書)

第6. 利用者の指導に関する事項

(2) ビジターセンター

広島県地域には、国立公園内に自然のしくみや自然と人間のかかわりを分かりやすく紹介 するビジターセンターが存在しない。宮島、大久野島、仙酔島等候補地はいくつかあるので、 今後は関係行政機関や団体と協議しながらその設置と十分な運用、維持管理方策を検討する。

(注) 下線は、当局が付した。

# 図表 1 - ⑦ 行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)(抜粋)

(審査基準)

- 第5条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。
- 2 行政庁は、<u>審査基準を定めるに当たっては</u>、許認可等の性質に照らして<u>できる限り具体的</u>なものとしなければならない。
- 3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関 の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならな

1

(注) 下線は、当局が付した。

# 図表 1 一⑧ 国立公園の許可、届出等の取扱要領の全部改正について(平成 22 年 4 月 1 日付け 環自国発第 100401006 号環境省自然環境局長通知)(抜粋)

(許可に関する審査基準)

#### 第6

- 1 許可申請の許可の適否の審査に当たっては、規則第11条に規定する許可基準、同条第35項の規定に基づき環境大臣が定める許可基準の特例のほか、同条各項に規定する基準の内容を地域の自然的、社会的条件に応じて具体化した国立公園管理計画(「国立公園管理計画作成要領について」(平成18年4月20日付け環自国発第060420001号自然環境局長通知)に基づき定められた国立公園管理計画をいう。以下同じ。)の風致景観の管理に関する事項の許可、届出等取扱方針(以下「取扱方針」という。)によるものとする。
- 2 規則第11条に規定する基準の解釈及び運用に当たっては、別途通知する「自然公園法の行為 許可の基準の細部解釈及び運用方法について」において定める細部解釈及び運用方法(以下、 「細部解釈等」という。)によるものとする。
- 3 <u>取扱方針</u>及び細部解釈等は、<u>行政手続法第5条第1項に規定する審査基準として取り扱う</u> こととし、これらについては、同条第3項の規定により、地方環境事務所、自然環境事務所、 事務所及び自然保護官事務所において備付けその他の適当な方法により公にするものとする。
- (注) 1 下線は、当局が付した。
  - 2 管理運営計画作成要領により、関連通知等における「国立公園管理計画」は「国立公園管理運営計画」と読み替えてこれを運用することとされている。

# 図表 1 一 ⑨ 広告物に関する行為許可に関する取扱方針に係る記載内容 (瀬戸内海国立公園 (山口県地域)管理計画及び瀬戸内海国立公園(関門海峡地域)管理計画書)

瀬戸内海国立公園(山口県地域)	瀬戸内海国立公園(関門海峡地域)
管理計画	管理計画書
管理計画 4 行為許可及び公園事業等の取扱に関する。 (1) 行為許可の取扱に関する事項 行為の種類 行為許可の取扱に関する。 3. 広告物 等の掲出、 設置又は表 環境をつては。できる、をもり、なるに関係機関といる。 対場できる。 関係機関とる。 関係機関とる。 は、色彩等がは、の設置に、色彩等がは、の設置に、色彩等がに掲げるよう、次に掲げるよう、であること。 ①自然公園法施行規則第1120項第1号に規定する色彩は、	管理計画書 第3 風致・景観の管理に関する事項 (1) 許可、届出等取扱方針 事項 行為の種類 取扱方針 3. 広告物 国立公園の風致及び快適な利用 環境を守るため、野立て広告物の 追放の徹底につき、必要に応じ、 屋外広告物関係機関、県、市等と 協力する。 は、意調和すす適合す 条第 物、、白、
表示板に使用する色彩は、 黒、緑、青及び茶系色のう 色以内とする。	· · · ·

②自然公園法施行規則第 11 条第 20 項第 2 号に規定する広告物及 び同条同項第 3 号に規定する指導 煙

ア 乱立は避け、必要最小限と する。また、同一地域、同種 目的のものについては統合す るよう指導する。

イ 標識の色彩は焦げ茶色、文字は白色を基本とするが、案内図には白色以外の使用も認める。

# 図表 1 一⑩ 瀬戸内海国立公園(広島県地域)管理計画書(抜粋)

2. 「特定地域における特定行為の認定」一覧				
特定地域	特定行為			
1. 宮島町港町地区				
昭和51年9月4日付け	(略)			
環自保第 293 号				
2. 宮島町胡町地区				
昭和 52 年 2 月 21 日付け	(略)			
環自保第2号				
3. 宮島町杉の浦地区				
昭和 56 年 2 月 21 日付け	(略)			
環自保第 16 号				
4. 宮島町弥七ケ谷の一部				
昭和60年4月17日付け	(略)			
環自保第 101 号				

# 図表 1 一① 瀬戸内海国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例 (公布日:平成 12 年 10 月 3 日環境庁告示 67 号) (抜粋)

(略)

第12条(本町地区に係る基準の特例)

(略)

第13条 (港町・胡町地区に係る基準の特例)

(略)

第14条(杉の浦地区に係る基準の特例)

(略)

第15条(弥七ケ谷地区に係る基準の特例)

(略)

- (注) 1 本町地区に係る特認の告示年月日は平成12年10月3日である。
  - 2 下線は、当局が付した。

# 2 公園施設の適正な管理、利用の確保

# (1) 公園施設の適切な維持管理

通知	説明図表番号
【制度の概要】	
国立公園においては、公園計画に基づく公園事業により、国立公園の保	
護又は利用のための施設が整備されている。	
国立公園に関する公園事業(以下「国立公園事業」という。)は、法第	図表 2 - (1) -
10 条第1項により原則として国が執行(都道府県への施行委任を含む。)	1
することとされている。また、同条第2項により地方公共団体等が環境大	
臣の同意を得て、同条第3項により国及び地方公共団体以外の者が環境大	
臣の認可を受けて、それぞれ国立公園事業の一部を執行できるとされてい	
る。これらの規定に基づき、国、地方公共団体等は、国立公園事業により、	
道路、園地、宿舎、野営場等の公園施設(以下「公園施設」という。)を整	
備している。	
このように、我が国の国立公園において、公園施設が国のほか、地方公	
共団体等多様な主体により整備されているのは、前述項目1のとおり、地	
域性自然公園制度を採っているためであり、公園施設の維持管理は各施設	
の設置者の責務において行われている。ただし、民間事業者等が整備した	
公園施設(以下「民間公園事業施設」という。) については、法第11条に	
より、環境省は、民間公園事業施設の改善その他の当該国立公園事業の執	
行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。	
環境省は、「自然公園等事業の改革について」(平成16年12月27日付け	図表 2 - (1) -
環自計発第 041227001 号・環自国発第 041227001 号・環自整発第 041227003	2
号環境省自然環境局自然環境計画・国立公園・自然環境整備課長連名通知)	
を発出し、「国立公園の公園事業は、自然公園法上、国が執行することが原	
則であることから、補助金を廃止するとともに、国立公園の保護上及び利	
用上重要な公園事業に係る今後の整備は、直轄で行うこと」とした。これ	
により、地方公共団体における国立公園の公園事業は減少しており、維持	
管理に係る予算も縮小している。	
また、環境省は、「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言-時	図表 2 - (1) -
代に応える自然公園を求めて-」(平成19年3月)及び「国立公園におけ	3
る協働型管理運営を進めるための提言」(平成26年3月)により、国立公	図表 2 - (1) -
園の協働型の管理運営を進める必要性が指摘されたことを受け、「国立公園	4
における協働型管理運営の推進について」(平成26年7月7日付け環自国	図表 2 - (1) -
発第 1407073 号環境省自然環境局長通知) を発出し、国立公園において、	5
地域の関係者との協働による管理運営を推進していくこととし、国立公園	
における保護の課題や提供すべきサービス等について総合的に検討し、国	

立公園におけるビジョン、管理運営方針、行動計画及び地域ルールを決定し、その実現に向けた取組の進捗管理等を行う組織として、総合型協議会を設置することなどを求めている。

# 【調査結果】

中国四国地方環境事務所では、環境省が整備した公園施設(以下「環境省直轄施設」という。)の管理運営については、日常の維持管理の全部又は一部を民間団体等に委託等しており、自然保護官等が巡視等の外勤業務において維持管理状況を把握しているほか、一部の公園施設については、事業者等に巡視・点検を委託しており、補修・修繕が必要な施設を把握した場合には補修等を実施することとしている。また、環境省直轄施設以外の施設に係る維持管理の不備を把握した場合には、設置者等に連絡する等の対応を行っている。

中国四国地方環境事務所では、瀬戸内海国立公園の管理に関し、総合型協議会は設置していないが、瀬戸内海国立公園内では、個別課題対応型協議会(ミヤジマトンボ保護管理連絡協議会等)及び個別地域対応型協議会(倉敷玉野地域国立公園美化推進協議会等)が設置されている例はある。

(注) 個別課題対応型協議会は、野生生物の保護等、個別の課題に対処するため、当該課題の関係者が構成メンバーとなり、解決策を検討し、対策に取り組むものであり、個別地域対応型協議会は、特定の狭い地域を対象として、当該地域に関わる公的機関や各種関係団体等が構成メンバーとなり、地域が抱える様々な課題の解決策を検討し、対策に取り組むもの。

今回、調査対象 3 県内の瀬戸内海国立公園の 12 地区 (注) を対象に、地区内にある公園施設の維持管理等の状況を現地調査した結果、優れた自然の風景地の保護及びその適正な利用の増進並びにその前提となる公園利用者の安全の確保の観点からみて、公園施設等の維持管理が不適切となっているものが、次のとおり 10 事例みられた。

(注) 今回、瀬戸内海国立公園の地区のうち、岡山県、広島県及び山口県内の瀬戸内海国 立公園の12地区を調査対象とした。

ア 環境省直轄施設(3事例)

- ① 公衆用トイレの女性用表示の色が消失し、利用者区分が分かりにく くなっているもの
- ② 休憩所内の洗面所前の台に雑巾が干されているなど、利用者の快適な利用を妨げるおそれがあるもの
- ③ テントサイトの床が破損し、利用ができないもの

イ 地方公共団体設置の公園施設(6事例)

① 休憩所に設置されたベンチが老朽化し、座面が欠けたまま放置されており、景観を損ねているもの(1事例)

図表 2 - (1) -

(6)

図表 2 - (1) -

図表 2 - (1) -

図表 2 - (1) -

- ② 野外ステージの扉に落書きがされたまま放置されており、景観を損ねているもの(1事例)
- ③ 歩道に草木が繁茂しており、途中倒木があるなど、歩きにくくなっているもの(1事例)
- ④ 池等の柵が破損しており、応急措置等が行われていないもの(2事例)
- ⑤ ビジターセンター玄関の視覚障害者誘導用ブロックの一部がはがれており、視覚障害者が同ブロックを利用できないもの(1事例)
- ウ 民間公園事業施設(1事例)

○ 一部のテニスコートで、ポールが倒壊していたり、ネットが破れているなどしており、利用ができない状態となっているもの

上記ア、イ及びウの状況について、中国四国地方環境事務所では、次のように説明している。

- ① 指摘のあった環境省直轄施設のうち、i)公衆トイレについては、市が通常の維持管理を実施しており、故障等により使用できないといった状況があれば、その都度連絡を受けているが、女性用表示の色の消失については把握していなかった、ii)休憩所については、維持管理を地元の団体に委託しており、指摘のあった洗面所前の状況については巡視等により把握していたが、利用者の快適な利用を妨げているとの認識はなかった、iii)テントサイトの破損については、以前から巡視等において確認しており、現在は使用を禁止し、今後順次撤去していく方針である。
- ② 地方公共団体が設置した公園施設の管理等の実態については、日常業務(巡視、各種会合等を通じた意見交換等)を通じて概ね把握しており、補修等の対応が必要な施設を把握した場合には、関係の地方公共団体に対する情報提供や対応について相談があれば応じるなどして連携・協力を図っている。

指摘のあった地方公共団体が設置した施設については、今後、財政事情等を考慮し、各設置・管理者において適切に対応されるものと認識している。

なお、老朽化施設の再整備については、平成27年度から新たに創設された「自然環境整備交付金」の活用を様々な機会をとらえて促している。

③ 民間公園事業施設についても、巡視等の外勤業務の際に維持管理等の 状況の把握に努めており、施設の老朽化等により利用者の安全を脅かす おそれがある場合等、維持管理が適切でない施設を把握した場合には、 当該施設の改善について適宜指導を行うこととしている。

図表 2 - (1) -

(10)

図表 2 - (1) -

- 13 -

図表 2 - (1) -

一方、公園施設の設置者である地方公共団体では、厳しい財政状況のも と施設の再整備や補修の予算が限られており、実施箇所については優先順 位をつけざるを得ず、早急な対応ができないとするものがみられた。

国立公園については、多様な関係者が管理運営に関与する地域性自然公園制度が採られており、国立公園が有する機能を十全に発揮させるためには、公園施設の設置・管理者がそれぞれの責務・職分を果たすとともに、関係機関等相互の連携・協力が欠かせず、この連携・協力においては、環境省が主導的・中核的な役割を担うことが期待される。平成17年の三位一体改革を契機に、国立公園の管理運営において国の役割が大きくなる一方で、地方公共団体の役割は相対的に小さくなり、関係予算等が縮小する傾向にある。このため、従前にも増して環境省が果たすべき役割は大きくなり、同省は、地域の関係者との協働による管理運営の取組を進めている。

中国四国地方環境事務所は、地方公共団体が設置した公園施設の管理に 関し、補修等が必要な施設を把握した場合に情報提供を行っているとして いるが、その実施状況について記録しておらず、情報提供は担当者同士の 間に止まり、対外的にも対内的にも組織的な対応を行っているとは言い難 い。

また、当局が今回指摘した事例について、設置者である地方公共団体では、その実態を把握しながらも、予算不足、優先順位が低いことなどを理由として、直ちに改善を図ることは困難としているものがあり、当該事例について中国四国地方環境事務所は、地方自治体は、厳しい財政事情の中で努力しているとの認識である。今回指摘した事例の中には、改善策を講ずる上でそれほどの経費を要しないものもみられることなどを踏まえると、地方公共団体の事情、方針等を尊重しつつも、公園施設の管理運営のあり方等について、情報共有、協議、助言等を行う余地がまだあると思われる。

# 【所見】

したがって、中国四国地方環境事務所は、公園施設の適正な維持管理を 図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 環境省直轄施設については、当局が指摘した公園施設の維持管理の不備について、速やかに改善を図るとともに、利用者の立場からみて望ましい公園施設の管理のあり方について再検討すること。また、民間公園事業施設については、当局が指摘した事例に係る施設の設置者に対して、速やかに改善を図るよう指導するとともに、関係事業者に対し、管理する公園施設の適正な管理について周知徹底を図ること。
- ② 環境省直轄施設のうち、維持管理を委託している施設については、利用者の目線に立った適切な維持管理が行われるよう委託事業者を指導す

ること。

- ③ 地方公共団体が設置・管理する公園施設については、既存の連絡会議、日常の業務連絡、個別課題対応型協議会及び個別地域対応型協議会等を活用して、管理運営の実態把握、情報の共有、課題認識の共有を図ることにより、適正な維持管理の促進について協力するよう一層努めること。
- ④ 老朽化施設にあっては、自然環境整備交付金の活用について、地方公共団体に対して、一層の働きかけを行うこと。

# 公園事業に関する法令

## ○ 自然公園法(昭和32年法律第161号)(抜粋)

(定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
  - 六 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であって、国立公園又は国定公園の保護 又は利用のための施設で政令で定めるものに関するものをいう。

## (国等の責務)

第3条 国、地方公共団体、事業者及び自然公園の利用者は、環境基本法 (平成5年法律第91号)第3条 から第5条までに定める環境の保全についての基本理念にのっとり、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

## (公園事業の決定)

第9条 国立公園に関する公園事業(以下「国立公園事業」という。)は、環境大臣が、審議会の意見を聴いて決定する。

## (国立公園事業の執行)

- 第10条 国立公園事業は、国が執行する。
- 2 地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体(以下「公共団体」という。)は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に協議して、国立公園事業の一部を執行することができる。
- 3 国及び公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認可を受けて、 国立公園事業の一部を執行することができる。

## (改善命令)

- 第 11 条 環境大臣は、国立公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第三項の認可を受けた者に対し、当該国立公園事業に係る施設の改善その他の当該国立公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。
- 自然公園法施行令(昭和32年政令第298号)(抜粋)

## (公園事業となる施設の種類)

- 第1条 自然公園法 (昭和32年法律第161号。以下「法」という。)第2条第六号に規定 する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。
  - 一 道路及び橋
  - 二 広場及び園地
  - 三 宿舎及び避難小屋
  - 四 休憩所、展望施設及び案内所
  - 五 野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設
  - 六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機
  - 七 運輸施設(主として国立公園又は国定公園の区域内において路線又は航路を定めて旅

客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鉄道又は索道による運送施設、主として国立公園又は国定公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号)第二条第八項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。)

- 八 給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設
- 九 博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場
- 十 植生復元施設及び動物繁殖施設
- 十一 砂防施設及び防火施設
- 十二 自然再生施設(損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。 以下同じ。)

# 図表 2 - (1) - ② 自然公園等事業の改革について(平成 16 年 12 月 27 日付け環自計発第 041227001 号・環自国発第 041227001 号・環自整発第 041227003 号環境省自 然環境局自然環境計画・国立公園・自然環境整備課長連名通知)(抜粋)

自然公園等事業については、三位一体の改革に伴い、国と地方の役割分担の明確化を図ることとし、平成17年度予算の政府案において、これに沿った経費が計上されたところです。 つきましては、今後の自然公園等の整備において、下記事項に留意いただくとともに、貴管下市町村への伝達方お願いいたします。

記

1 自然公園等事業の改革の概要

今回の自然公園事業の改革においては、国と地方の役割分担の明確化を図る観点から、自然公園の種類ごとの公園事業に係る自然公園法上の規定を踏まえ、次のとおり整理を行ったこと。

- (1) 国立公園の公園事業は、自然公園法上、国が執行することが原則であることから、補助金を廃止するとともに、国立公園の保護上及び利用上重要な公園事業に係る今後の整備は、直轄で行うこととした。
- (注) 下線は、当局が付した。

# 図表 2 -- (1) -- ③ 国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言一時代に応える自然公園 を求めて-- (平成 19 年 3 月、国立・国定公園の指定及び管理運営に関する 検討会)(抜粋)

#### VI 国立公園の管理運営に関する提言

#### 1. 地域制国立公園の管理運営のあり方

我が国の国立公園は地域制の自然公園であり、より能動的な管理運営が求められるようになった現在においては、<u>今後更に多くの関係者の協力なしに充実した公園の管理運営は望めません。そのため、多くの関係者の協働による管理運営体制の再構築を行う必要があります。</u>また、利用者あっての国立公園であり、利用者が訪れ、国立公園としての適切なサービスを享受してこそ国立公園が地域にとって重要な存在であり得ることを十分意識して、地域振興にも配慮した適切な利用の推進を図るべきです。

(注) 下線は、当局が付した。

# 図表 2 - (1) - ④ 国立公園における協働型管理運営を進めるための提言(平成 26 年 3 月、 国立公園における協働型運営体制のあり方検討会)(抜粋)

- 3. 国立公園の協働型管理運営を進める必要性
- (5)協働型管理運営を進めるための体制づくり
  - 上記の(1)~(4)に適切に対応するためには、国立公園の多様な関係主体の間に おいて、
    - ・ 国立公園の望ましい保護・利用の姿(国立公園のビジョン)、国立公園の管理運営の あり方、国立公園を含む地域全体の課題や進むべき方向性について、認識を共有す ること
    - ・ また、当該認識は、ある程度の期間を区切った上で、社会的情勢の変化を踏まえて 評価し、見直しを行い、共有を継続すること
    - ・ こうした共通認識に基づき、取り組むべき施策についての方向性・具体的内容(行動計画)についても、認識を共有すること
    - ・ この行動計画に基づき、環境省、地方公共団体、民間事業者等の関係者の中で役割 分担を行い、具体の取組を進めること

が重要であり、そのために「総合型協議会」において、連絡調整を行いながら、<u>関係者による協働型の管理運営の取組を進めることが望ましい</u>。なお、国立公園の将来像、行動計画の共有については、平成18年度の提言でも掲げられているところである。

(注) 下線は、当局が付した。

# 図表 2 - (1) - ⑤ 国立公園における協働型管理運営の推進について(平成 26 年 7 月 7 日付け環自国発第 1407073 号環境省自然環境局長通知)(抜粋)

国立公園の管理においては、近年、外来種や野生鳥獣による被害等の新たな課題への能動的な対応、利用者ニーズの変化を踏まえ、地域振興に配慮した適切な利用の推進及び地域の観光や土地利用に関する計画・施策との整合性の確保が求められている。これらの課題等への長期的かつ戦略的な取組の推進について助言を得るため、平成23年度より有識者から成る「国立公園における協働型運営体制のあり方検討会(座長:東京大学下村教授)」を設置し、「国立公園における協働型管理運営を進めるための提言」(平成26年3月20日)がとりまとめられた。当該提言を受け、国立公園においては、下記のとおり地域の関係者との協働による管理運営を推進していくこととしたので通知する。今後、各国立公園におかれては、本通知に沿った取組を適切に実施されたい。

記

- 1 地域の関係者との協働による管理運営\*の取組を進めるに当たっては、次の事項に留意し、順次可能な地域から取組を進めること。
  - ・各国立公園の全体又は地理的・社会的若しくは利用上まとまりをもった一定の地域において、国立公園の価値や保全・利用の目標を示したビジョン、そのビジョンを実現するための管理運営の方針及び自然環境の保全や適正な利用の推進に係る地域ルール\*\*について、環境省及び地域の関係者が共有する。
  - ・これらのビジョン、管理運営方針等に基づき、自然環境の保全、利用施設の整備及び維持管理、利用者サービスの提供等の地域の関係者が分担して実施すべき具体的な取組内容及び役割分担について整理した行動計画を作成する。
- 2 <u>国立公園における保護の課題や提供すべきサービス等について総合的に検討し、上記1</u> <u>の国立公園におけるビジョン、管理</u>運営方針、行動計画及び地域ルールを決定し、その実

現に向けた取組の進捗管理等を行う組織として、関係者が参画する常設の協議会(以下「総合型協議会」という。)を設置すること。世界自然遺産地域における地域連絡会議等の既存の枠組みが、総合型協議会としての役割を担える場合は、これを活用することができる。また、環境省を含む総合型協議会の構成員は、国立公園のビジョン等の当該協議会における決定事項に最大限配慮しつつ、行動計画に沿った取組を進めていくための計画づくりや具体的な施策を実施していく。

(略)

- \* 「地域の関係者との協働による管理運営」とは、関係者が国立公園の望ましい保全・利用の目標(ビジョン)、当該国立公園の管理運営のあり方を共有し、その共通認識に基づき、各関係者が主体的に国立公園の管理運営に資する取組を実施することをいう。
- (注) 下線は、当局が付した。

# 図表 2 - (1) - ⑥ 瀬戸内海国立公園内における個別課題対応型協議会及び個別地域対応型 協議会の設置状況(調査対象 3 県内)

協議去の改直外が(調査対象の条件)			
区分	協議会の名称		
個別課題対応型協議会	ミヤジマトンボ保護管理連絡協議会		
	周防大島アワサンゴ協議会		
個別地域対応型協議会	倉敷玉野地域国立公園美化推進協議会		
	渋川海水浴場運営協議会		
	瀬戸内海国立公園弥山展望休憩所運営協議会		
	野呂山施設指定管理者協議会		
	宮島包ヶ浦自然公園運営協議会		

(注) 当局の調査結果による。

# 図表 2 - (1) - ⑦

#### 現地調査対象地区

No.	地区名	所在地		環境省	国立公園集	現地調査日
		県名	市町名	直轄施設	団施設地区	
1	渋川	岡山県	玉野市	0	0	平成 27 年 9 月 30 日
2	王子ヶ岳	岡山県	玉野市、倉敷市		0	平成 27 年 9 月 30 日
3	鷲羽山	岡山県	倉敷市			平成 27 年 10 月 1 日
4	宮島	広島県	廿日市市	0	0	平成 27 年 9 月 18 日
						平成 27 年 10 月 9 日
5	極楽寺山	広島県	廿日市市			平成 27 年 10 月 8 日
6	野呂山	広島県	呉市	0	0	平成 27 年 10 月 2 日
7	大久野島	広島県	竹原市	0	0	平成 27 年 9 月 25 日
8	後山	広島県	福山市			平成 27 年 9 月 15 日
9	仙酔島	広島県	福山市	0	0	平成 27 年 9 月 15 日
10	太華山	山口県	周南市			平成 27 年 10 月 28 日
11	笠戸島	山口県	下松市			平成 27 年 10 月 28 日
12	火の山	山口県	下関市	0		平成 27 年 10 月 28 日

(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (1) - ⑧ 公園施設の維持管理が不適切となっている事例 (環境省直轄施設)

	〉 公園施設(	D維持管理が不適切となっている事例(環境省直轄施設)
番地区名号(所在地)	設置者	現地調査結果
1 渋川 (岡山県 玉野市)	環境省	駐車場内にある公衆用トイレの女性用表示の色が消失し、利用者区分がわかりにくくなっている。
2 宮島 (広島県 廿日市市)	環境省	大元無料休憩所内の洗面所前の台に雑巾が干されており、洗面所横にモップが数本、雑巾部分を上にして置かれている。
3 大久野島 (広島県 竹原市)	環境省	テントサイトの床が破損し、利用できない状態となっている。  (注) 環境省は、平成28年3月に、テントサイトを撤去

(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (1) - ⑨ 公園施設の維持管理が不適切となっている事例(地方公共団体設置の公園施設)

		他议)	
番号	地区名 (所在地)	設置者	現況
1	王子ヶ岳 (岡山県 玉野市)	岡山県	休憩所に設置されたベンチが老朽化し、座面が欠けたまま放置されており、景観を損ねている。
2	王子ヶ岳 (岡山県 玉野市)	岡山県	野外ステージの出入口の扉に「立入禁止 KEEPOUT」と落書きがあり、景観を損ねている。
3	宮島 (広島県 廿日市市)	広島県	歩道に草木が繁茂しており、途中倒木があるなど、歩きにくくなっている。  (注) 広島県は、平成 27 年 12 月に、草刈りを実施

4	極楽寺山	広島県	歩道の脇の柵が破損しており、応急措置等が行われていな
	(広島県 廿日市市)		い。 (注) 広島県は、平成 28 年 3 月に、該当箇所に注意喚起テープを巻く予定
5	極楽寺山 (広島県 廿日市市)	広島県	池の柵が破損しており、応急措置等が行われていない。  (注) 広島県は、平成28年3月に、該当箇所に注意喚起テープを巻く予定

(注) 当局の調査結果による。

# 図表 2 - (1) - ⑩ 公園施設の維持管理が不適切となっている事例(民間公園事業施設)

<u> 凶衣 2 一 (</u>	<u>. 17 — W</u>	公園心改り	り維持官理が不適切となっている事例(氏间公園事業施設)
	区名 在地)	設置者	現況
1 大久	野島 島県	民間事業者	一部のテニスコートで、ポールが倒壊していたり、ネットが破れているなどしており、利用が出来ない状態となっている。

(注) 当局の調査結果による。

図表2-(1)-① 国立公園における自然環境整備交付金事業の概要

区分	内容
事業名	国立公園における自然環境整備交付金事業
創設年度	平成 27 年度
創設の経緯	国立公園には、その優れた自然景観に触れ、やすらぎ、感動や楽しみを得
	るために、年間約3億人以上の利用者が訪問している。また、国の目標とし
	て「2020年に向け、訪日外国人旅行者 2,000万人」を掲げており、自然公園
	の整備においても標識や情報提供施設の多言語化、公衆トイレの洋式化とい
	った国際化対応や荒廃した歩道の整備といった安全対策を重点的に進める必
	要がある。
	これらを背景に、環境省は、地方公共団体が国立公園の施設整備を積極的
	に行えるように、平成 27 年度から国立公園における自然環境整備交付金事業
	を創設した。
交付金対象	1 都道府県が行う次の事業
事業	国立公園において行われる次に掲げる施設の整備事業(国立公園事業と
	して実施するものに限る。)
	道路(車道、自転車道、歩道)、橋、広場、園地、避難小屋、休憩所、
	野営場、駐車場、桟橋、給水施設、排水施設、公衆便所、博物展示施設、
	砂防施設、防火施設及びこれらの施設に係る付帯施設
	2 市町村が行う上記1の事業に対し都道府県が補助する事業
	上記の事業にあたっては、次の(1)及び(2)に掲げるいずれか又は両 -
	方の対策を講じることを目的とした施設の整備でなければならない。
	(1) 公園利用者の安全確保を図るための利用施設の老朽化対策に資するも
	(1) 公園利用有の女主催床を図るための利用地成の名作用対象に負するも の
	(2) 訪日外国人の快適な公園利用に資するもの
 事業主体	都道府県、市町村
交付金の名	自然環境整備交付金
称	- //IV/ معدد ۱۱۱۷ / ۲۰۱۷ معدد ا
交付金の交	事業費の 1/2 を都道府県に交付
付限度額	- 3.1.2 · · · - 2.1.2 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

(注)環境省作成資料(自然公園等整備事業の概要)、自然環境整備交付金交付要綱(平成25年4月制定、平成27年4月改正、環境省)及び自然環境整備交付金取扱要領(平成25年4月制定、平成27年4月改正、環境省自然環境局)に基づき、当局が作成した。

# 図表 2 - (1) - ① 地方公共団体において、予算や人員不足から施設の再整備や補修への早急 な対応ができないとするもの

○ 施設の補修費が県内の自然公園(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)全体で毎年140万円程度となっている。このため、補修等の計画は立てておらず、また、国の三位一体改革により国立公園整備に係る補助事業が昨年度まで廃止されていたこともあり、実施箇所については優先順位をつけて対応せざるを得ない。トイレの故障等緊急を要するものについてまず対応し、その後、予算の執行状況をみながら順次対応している状況である。また、業者に発注すると費用がかかるため、職員が自ら現地に赴いて、直営で修繕す

る場合もある。指摘のあった施設について状況は把握しているが、予算及び人員の関係から早急な対応ができていない。

(注) 当局の調査結果による。

# (2) 展望地の眺望の確保

通知	説明図表番号
【制度の概要】	
瀬戸内海国立公園は、自然景観と人文景観が一体となった、独特の親しみ深い内海の多島海景観が特長であり、内海多島海景観を構成する海域とそこに点在する島々のほか、それを望む陸地の展望地も公園区域として指定されている。	図表 2 - (2) - ①
展望地における眺望の確保については、瀬戸内海国立公園(岡山県地域)管理計画書において、「瀬戸内海の風景の真骨頂である多島海景観に『感動すること』が、『保全意欲の源ともなりうる』という観点から、眺望対象である島々の景観を保全するとともに、展望地においては、眺望確保のため	図表 2 - (2) - ②
の適切な植生管理や展望地そのものの魅力増進等に努める。また、利用者 への展望地に関する情報提供に努める。」とされている。また、瀬戸内海国 立公園(山口県地域)管理計画においても、同様の記載がある。 瀬戸内海国立公園における優れた自然の風景地の保護及びその適正な利 用の増進を図る上で、展望地の眺望の確保が重要となっている。	図表 2 - (2) - 3
【調査結果】 今回、調査対象3県内の瀬戸内海国立公園の12地区を対象に、国立公園内にある公園施設について、展望地からの眺望の確保状況を現地調査した結果、次のような状況がみられた。	
ア 環境省直轄施設 環境省直轄施設について、周囲の樹木により展望地からの眺望の確保 が不十分となっているものが、1事例みられた。	図表 2 - (2) - ④
イ 地方公共団体設置の公園施設 地方公共団体設置の公園施設について、周囲の樹木により展望地から の眺望の確保が不十分となっているものが、9事例みられた。	図表 2 - (2) - ⑤
上記ア及びイの状況について、中国四国地方環境事務所では、次のように説明している。 ① 環境省直轄施設については、通常の巡視等において、当該地からの眺望が確保されていないことは把握している。当該地は急傾斜地であり、施工技術的な課題や経費的な課題があることから、今後の対応については検討中である。 ② 地方公共団体が設置した施設については、一部を除き、通常の巡視等	

において、当該地からの眺望が確保されていないことを把握している。 指摘のあった地方公共団体が設置した施設については、今後、財政事 情等を考慮し、各設置・管理者において適切に対応されるものと認識し ている。

③ 展望地等からの眺望の確保については、環境省では国立公園等民間活用特定自然環境保全活動事業 (グリーンワーカー事業) (注) を活用した通景確保 (展望地からの眺望の確保のための樹木の伐採等の取組) を実施しており、実施に当たっては、地方公共団体等と連携して行っている。 (注) 国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、地域の自然環境や社会条件を熟知した地元の住民団体等をグリーンワーカーとして雇用し、各種の自然環境保全活動を実施することにより、より質の高い国立公園等の管理を推進する事業

当該事例について中国四国地方環境事務所は、地方公共団体は、厳しい財政事情の中で努力しているとの認識である。

しかしながら、地方公共団体では、展望地からの眺望の確保の必要性を 認識しているものの、予算面の制約や土地所有者との調整が困難なことな どから眺望の確保を目的とした樹木の伐採が困難とするものがみられた。

瀬戸内海国立公園の魅力増進を図るためには、地方公共団体設置の公園施設における展望地からの眺望の確保を図る必要があり、中国四国地方環境事務所は、前述2-(1)の公園施設の適切な維持管理と同様、展望地からの眺望の確保について、地方公共団体、関係団体等と認識を共有し、対応策について協議・助言等を行う余地があると思われる。

また、今回、当局が指摘した事例の中には、公園内の案内板、誘導標識等において、「展望広場」、「展望台」、「ビューポイント」などと表示されているものがみられたが、展望地からの眺望の確保が不十分な状況では、当該案内板等を見て展望地に訪れた公園利用者の期待を裏切るおそれがあり、ひいては、瀬戸内海国立公園の魅力の低下にもつながりかねないと考えられる。

## 【所見】

したがって、中国四国地方環境事務所は、瀬戸内海国立公園の魅力の一つである多島海景観の眺望を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 環境省直轄施設のうち、展望地からの眺望の確保が十分でないものについては、現地の状況に応じ、周囲の樹木の伐採等、眺望の確保に必要な措置をとること。
- ② 地方公共団体設置の公園施設における展望地からの眺望の確保について、既存の連絡会議、日常の業務連絡、個別課題対応型協議会及び個別地域対応型協議会等を通じて、地方公共団体、関係団体等と情報共有、

図表 2 - (2) -

(B)

認識の共有を図ることにより、その推進について協力するよう一層努めること。

- ③ 国立公園等民間活用特定自然環境保全事業 (グリーンワーカー事業) を活用した通景確保の実施に当たっては、地方公共団体と一層の連携を図ること。
- ④ 今後、眺望確保のための樹木の伐採等が見込めない展望地については、環境省直轄施設にあっては、公園施設の設置・管理者等において、案内表示、誘導標識等の表示の変更を検討すること。地方公共団体設置の公園施設にあっては、連絡会議、日常の業務連絡等を通じて、地方公共団体に対し、表示の変更の検討を働きかけること。

# 瀬戸内海国立公園の特長

輝き続ける島と海

~自然と暮らしが調和する内海多島海景観~

(略)

瀬戸内海国立公園は、昭和9(1934)年に雲仙、霧島とともに日本で最初に国立公園に指定されました。

紀淡・鳴門・関門・豊予の4つの海峡に囲まれた地域のうち、<u>広い海域とそこに点在する</u> <u>島々、それを望む陸地の展望地が公園区域として指定されています</u>。その範囲は1府10県に またがり、海域を含めると90万 ha を超え、国内で最も広い国立公園です。

特長は、大小数々の島で構成された内海の多島海景観です。沿岸の陸域にはそれらを眺められる展望地が多数存在します。また、瀬戸内海一帯は早くから文化が栄え、人と自然とが共存してきた地域であり、島々の段々畑や潮待ちの港町など、自然と暮らしが一体となった親しみやすい景観であることも大きな特長の一つになっています。

- (注) 1 環境省のリーフレット「瀬戸内海国立公園」(2015年発行)に基づき、当局が作成した。
  - 2 下線は、当局が付した。

# 図表2-(2)-② 瀬戸内海国立公園(岡山県地域)管理計画書(抜粋)

- 1 管理計画区の概況
- (1)瀬戸内海国立公園の概況

瀬戸内海は、紀淡、鳴門、関門及び豊予の4海峡で囲まれた海域を指し、本土各地の展望地から望む多島海、船で巡る島々、白砂青松の海岸、伝統的集落・社寺仏閣や段々畑、瀬戸の潮流、日の出、海に沈む夕日及び瀬戸の夜景等、自然景観と人文景観が一体となった、独特の親しみ深い内海の多島海景観を特徴としている。

瀬戸内海国立公園は、これらの瀬戸内海の景観のうち、内海多島海景観及び瀬戸景観に重点を置いて、昭和9年3月16日、備讃瀬戸地域を中心に日本で最初の国立公園の一つとして指定された。その後数回にわたる追加指定により、内海部と一体となってこれらの景観を構成する本土部分、海水浴場、展望地等の本公園にふさわしい利用拠点、瀬戸内海の縁辺にあって極めて利用性の高い地域及び海面が指定された。

(略)

2 瀬戸内海国立公園 (岡山県地域) の管理の基本方針

瀬戸内海国立公園(岡山県地域)の「目指す瀬戸内海国立公園の姿」を次のとおりとし、その実現のために(1)以下の事項を推進していくこととする。

- ・自然景観と人文景観が一体となった多島海景観が適切に保全されていること。
- 生物多様性が適切に保全されていること。
- ・海と島の特性を生かした瀬戸内海ならではの利用が活発になされていること。
- 訪れる人々の心が癒される空間であること。
- ・地域の人々が誇れる空間であること。
- ・瀬戸内海国立公園についての情報を多くの人々が利用・共有できること。
- (1) 多島海景観の保全と展望利用の推進

瀬戸内海の風景の真骨頂である多島海景観に「感動すること」が、「保全意欲の源ともなりうる」という観点から、眺望対象である島々の景観を保全するとともに、<u>展望地に</u>おいては、眺望確保のための適切な植生管理や展望地そのものの魅力増進等に努める。

また、利用者への展望地に関する情報提供に努める。

- ① 多島海景観を形成する要素(島嶼、岬、鼻、海、集落等)の一体的な保全に努める。
- ② 眺望対象となっている島の外観を改変するような工作物の新築や土地の形状変更等の 行為を抑制する。
- ③ 島の周囲に十分に広がる海域を確保するため、島を地続きにしたり一部を取り囲む等の埋め立てを厳に抑制する。
- ④ 「見せ方の工夫」を十分考慮した展望地の整備を進める。
- ⑤ 展望地へのアクセス情報や施設内容等を整理するとともに、それらに関する利用者への情報提供に努め、利用の推進を図る。
- ⑥ 眺望確保のための継続的な植生管理等、展望地維持管理の体制づくりを関係機関等 (「関係行政機関、地元関係者、有識者、NPO」以下同じ)と進める。
- (注) 下線は、当局が付した。

## 図表 2 - (2) - ③ 瀬戸内海国立公園(山口県地域)管理計画(抜粋)

- 2 瀬戸内海国立公園(山口県地域)の管理の基本方針
  - 「目指す瀬戸内海国立公園(山口県地域)の姿」を次のとおりとし、その実現のために (1)以下の事項を推進していくこととする。
  - ・自然景観と人文景観が一体となった多島海景観が適切に保全されていること。
  - ・生物多様性が適切に保全されていること。
  - ・海と島の特性を生かした瀬戸内海ならではの利用が活発になされていること。
  - ・多くの人が自然に親しむことができ、訪れる人々が癒される空間であること。
  - ・地域の人々が誇れる空間であること。
  - ・瀬戸内海国立公園についての情報を多くの人々が利用・共有できること。
- (1) 多島海景観の保全と展望利用の推進

瀬戸内海の風景の真骨頂である多島海景観に感動することが、保全意欲の源ともなり うるという観点から、眺望対象である島々の景観を保全するとともに、<u>展望地において</u> は、眺望確保のための適切な植生管理や展望地そのものの魅力増進等に努める。また、 利用者への展望地に関する情報提供に努める。

- ① 多島海景観を形成する要素(島嶼、岬、鼻、海、集落等)の一体的な保全に努める。
- ② 眺望対象となっている島の外観を改変するような工作物の新築や土地の形状変更等の 行為を抑制する。
- ③ 島の周囲に十分に広がる海域を確保するため、島を地続きにしたり一部を取り囲む等の埋め立てを厳に抑制する。
- ④ 「見せ方の工夫」を十分考慮した展望地の整備を進める。
- ⑤ 展望地へのアクセス情報や施設内容等を整理するとともに、利用者への情報提供に努め、利用の推進を図る。
- ⑥ 眺望確保のための継続的な植生管理等、展望地維持管理の体制づくりを関係機関等 (「関係行政機関、地元関係者、有識者、NPO法人等」以下同じ)と進める。
- (注) 下線は、当局が付した。

図表 2 - (2) - ④ 展望地からの眺望の確保が不十分となっている事例 (環境省直轄施設)

	<b>ξ</b> Δ (Δ) (Ξ	<u> </u>		7唯体が「カとなっている手例(珠光音直音池政/
番号	地区名 (所在地)	施設等名	設置者	現況
1	仙酔島 (広島県 福山市)	御膳山展望台	環境省	周囲の樹木により、展望台からの眺望が一部阻害されている。 (展望台からの眺望)

<sup>(</sup>注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (2) - ⑤ 展望地からの眺望の確保が不十分となっている事例(地方公共団体設置の 公園施設)

		公国他改)		
番号	地区名 (所在地)	施設等名	設置者	現況
1		案内図標識にはビューポイントとの表示があるが、 休憩所からの眺望が樹木により一部阻害されている。 (休憩所からの眺望)		
				2015 09 30         (注) 案内図標識は、玉野市が設置したものである。

2	王子ヶ岳 (岡山県 倉敷市)	<b>桜園地①</b>	倉敷市	園地周囲の樹木により、眺望が阻害されている。(園地からの眺望)
3	王子ヶ岳 (岡山県 倉敷市)	桜園地②	倉敷市	園地周囲の樹木により、眺望が阻害されている。 (園地の状況)
4	極楽寺山 (広島県 廿日市市)	展望広場内展望台	広島県	現地には展望広場との案内板があるが、周囲を樹木に囲まれ、展望台からの眺望が全く確保されていない。 (展望台の状況)

5	極楽寺山 (広島県 廿日市市)	多目的広場内展望台	広島県	誘導標識には展望台との表示があるが、樹木により、展望台からの眺望が阻害されている。 (展望台正面からの眺望)
6	極楽寺山 (広島県 廿日市市)	展望休憩	広島県	案内図標識には展望休憩所との表示があるが、周囲を樹木に囲まれ、休憩所からの眺望が全く確保されていない。 (展望休憩所の状況)
7	野呂山 (広島県 呉市)	星降る展望台	呉市	樹木により、展望台左手方向の眺望が一部阻害されている。 (展望台(左手方向)からの眺望)

8	後山	第二展望	広島県	周囲が樹木に覆われており、展望台からの眺望が全
	(広島県	台		く望めない。(展望台正面の状況)
	福山市)			(注) 広島県は、平成 27 年 12 月に、展望台中央部分の樹木の伐
	松三白	海三国山	.1. 🗆 📙	探を実施
9	笠戸島 (山口県	瀬戸園地	山口県	案内板に眺望対象として周南工業地帯が紹介されており、設置された当初は周南工業地帯が確認できる
	下松市)			状況にあったと思われるが、園地周辺の樹木が繁茂 し、眺望が全くきかない状況となっている。
				(園地からの眺望)

(注) 当局の調査結果による。

# 図表 2 - (2) - ⑥ 眺望確保のための樹木の伐採を行っていない理由、あい路(地方公共団体の説明)

- 同一園地内に、県、市、団体の整備した施設が混在しているため、施設についてはそれ ぞれが管理しているが、眺望確保については、どこが対応するかの取り決め等はない。ま た、眺望確保については国の助成もないことから、眺望確保の必要性はあると考えるが、 厳しい財政状況のもと実施が難しい。
- 伐採の必要性は認識しているが、隣地が民地であること、園路が狭小で傾斜があるため 作業車両の進入が困難なことから眺望の確保を目的とした樹木の伐採ができていない。
- 伐採には、県有地でなければ所有者の同意が必要であり、所有者からの同意を得ること が困難な場合がある。
- 修繕等の維持管理については、限られた予算の中で優先順位をつけて実施している状況

である。安全・安心な施設とすることが優先度が高いため、修景や見栄えの対策に一部し か対応できていない状況である。

- 保安林のため、伐採等には許可が必要となることから、伐採を実施していない。
- 眺望確保の必要性もあるが、地権者との調整や予算の確保等困難な状況にある。
- (注) 当局の調査結果による。

#### (3) 違反行為の予防・発見のための巡視等の励行

通知 説明図表番号 【制度の概要】 法第20条第3項、第21条第3項により、国立公園の特別地域、特別保 図表 2-(3)-護地区内においては、工作物の新築・改築・増築、木材の伐採等の開発行 為等は、環境大臣の許可(以下「開発行為等の許可」という。)を受けなけ れば行ってはならず、法第34条により、環境大臣は、当該規定に違反した 者に対し、中止又は原状回復命令等を行うことができるとされている。自 然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号。以下「法施行規則」とい う。) 第20条により、環境大臣のこれらの権限の一部は地方環境事務所長 に委任されており、また、自然公園法施行令(昭和32年政令第298号)附 則の3により、指定区域(今回の調査対象区域の中では、岡山県地域及び 山口県地域)における環境大臣の権限に属する事務の一部を当該都道府県 の知事が行う(法定受託事務)こととされている。 また、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成17年10月3日環自 図表 2-(3)-国発第 051003001 号) により、地方環境事務所長は、法令等の周知、巡視 の励行等により許可・届出に関する違反行為の予防及び発見に努め、違反 行為を発見したときには、違反行為の中止勧告等を行うとともに、違反行 為が他の法令の規定による違反行為と重複するときは、速やかに当該法令 に係る関係行政庁に連絡することとされている。 なお、開発行為等の許可を受けて設置された工作物等が老朽化し、利用 されなくなった場合等について、自然公園法においては、撤去や原状回復 等を促す仕組みは設けられていない。 【調査結果】 中国四国地方環境事務所における国立公園関係事務の実施体制をみる と、岡山県地域については同事務所(首席自然保護官1人、自然保護官1 人で、いずれも兼務)が直接、広島県地域及び山口県地域については広島 事務所(自然保護官2人、自然保護官補佐1人)が担当している。同事務 所では許認可、利用状況の把握、直轄施設の維持管理などの公園管理を目 的とした不定期の現地調査や巡視は実施しているが、管内の離島を含め網 羅的かつ定期的な巡視等は行っていない。 瀬戸内海国立公園のうち岡山県、広島県及び山口県における平成22年度 から26年度までの開発行為等の許可件数をみると、岡山県地域及び山口県 地域においては両県の法定受託事務に属する件数、広島県地域においては 図表 2-(3)-地方環境事務所長権限に属する件数が多く、大半が現地機関により処理さ

れている。

今回、瀬戸内海国立公園のうち特別地域のある12地区を抽出して調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 開発行為等の許可を得ないで工作物等を設置しているもの

2地区(第2種特別地域)において、開発行為等の許可を得ないで広告物を設置又は許可取得の有無が確認できない工作物の設置事例がみられた。

- ① 食堂への誘導看板を無許可で県道沿いに設置しているもの(地方環境事務所長権限)。また、その近辺に設置されている道路標識の支柱に食堂への誘導看板を設置しているもの(許可不要行為)
- ② 市道上に屋台が閉鎖された状態で放置されているが、許可取得の有無が確認できないもの(岡山県の法定受託事務)

上記の事例①について中国四国地方環境事務所は実態を把握していなかった。また、道路標識の支柱に設置されている誘導看板については、法施行規則第12条第23号により許可不要行為とされているものの、当該看板は、道路管理者に無断で設置されたものであり、良好な景観を損ねている。

事例②について、岡山県は、設置時期が不明のため法に基づく許可の取得の有無を確認することはできないとしているが、屋台は仮設の建築物であるため、法施行規則第11条第1項第1号により設置期間は3年を超えないこととされており、平成22年度から26年度までの許可案件の中に該当の施設が見当たらないことから、許可を得ないで設置している可能性もある。

イ 営業用施設が廃業後も撤去されないで景観を阻害しているもの 国立公園の利用拠点である集団施設地区(岡山県玉野市渋川地区)に おいて、民間事業者が設置した営業用施設が廃業後も撤去されないで、 周辺の風致を損なっているものがみられる。

これについては、瀬戸内海国立公園(岡山県地域)管理計画書の中の「渋川地区の利用戦略」において、「使用の見込みのない老朽化した施設については撤去するよう、関係機関と共に所有者に働きかける」としている。また、当該地区には、海水浴場の適正・円滑な運営を図ることを目的として、中国四国地方環境事務所、岡山県、玉野市、関係団体等で構成される渋川海水浴場運営協議会が設けられており、平成26年に住民要望を受ける形で建物の周囲に立入禁止の規制ロープを張っている。

しかし、建物の撤去については、玉野市が単独で設置者への働きかけを試みてはいるものの、思うように進ちょくしておらず、同協議会としては、施設の撤去についての協議や設置者への働きかけ等は行っていない。

図表 2 - (3) -

図表 2 - (3) -

(5)

図表 2 - (3) -

岡山県は、国立公園内の私有地の上に建っている施設の撤去については困難であるとしているが、当該施設の設置場所は、公園利用施設が集団的に整備される利用拠点である集団施設地区内にあり、しかも多くの利用者が集まる管理事務所及びビジターハウスのすぐそばにあるため、当該場所に廃屋が長期間、放置されることは、利用者の快適な利用環境を著しく阻害するとともに、利用者の安全確保にも支障を及ぼすおそれがある。

#### 【所見】

したがって、中国四国地方環境事務所は、瀬戸内海国立公園の風致を保護する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 国立公園の巡視等に当たっては、開発行為等の許可を得ていない工作物の設置等の実態把握に一層留意するとともに、関係地方公共団体や自然公園指導員等に対し、無許可行為と思われる実態の把握及び通報についての協力を一層要請すること。
- ② 環境大臣及び地方環境事務所長権限に係る無許可行為を把握した場合には、行為者の把握に努めるとともに、施設撤去等の必要な措置を講ずるよう指導すること。また、県知事権限に属する無許可行為を把握した場合には、当該県に対し情報提供等を徹底することにより違反行為の是正に協力すること。
- ③ 集団施設地区等の利用者が多数集まる地区において、老朽化し利用されなくなった施設があるため、周辺の風致・景観を著しく阻害している状況がみられる場合、関係機関と協力し、利用者の安全確保を図るとともに、当該施設の撤去等に尽力すること。

#### 図表 2 - (3) - (1)

#### ○ 自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号) (抜粋)

(特別地域)

第20条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風 致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域(海域を除く。)内に、特別地域を指 定することができる。

(中略)

- 3 特別地域(特別保護地区を除く。以下この条において同じ。)内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあっては環境大臣の、国定公園にあっては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。
- 一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 (中略)
- 七 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

#### (特別保護地区)

- 第21条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の景 観を維持するため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に特別保護 地区を指定することができる。
- 3 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあっては環境大臣 の、国定公園にあっては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、 非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。
- 一 前条第三項第一号、第二号、第四号から第七号まで、第九号、第十号、第十五号及び第十六号に掲げる行為

(中略)

#### (中止命令等)

- 第34条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要があると認めるときは、第二十条第三項、第二十一条第三項、(中略) の規定により許可に付された条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。
- 自然公園法施行令(昭和32年9月30日政令第298号)(抜粋)
- 附 則(抄)

(中略)

(都道府県が処理する事務)

3 法に規定する環境大臣の権限に属する事務のうち次に掲げるもので、指定区域(別表に

掲げる都道府県の区域に属する国立公園の区域内の区域のうち当該都道府県の知事の申出に係るもので、環境大臣が指定するものをいう。附則第6項において同じ。)に係るものは、当該都道府県の知事が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る環境大臣に関する規定(法第64条第2項、第3項及び第5項を除く。)は、当該都道府県の知事に関する規定として当該都道府県の知事に適用があるものとする。

- 一 次に掲げる行為以外の行為(二以上の都道府県の区域にまたがるものを除く。)に関する 法第20条第3項の規定による許可及び法第32条の規定による条件の付加に関する事務
- イ その高さが13メートル又はその水平投影面積が1000平方メートルを超える工作物(住宅及び仮工作物を除く。)の新築、改築又は増築(改築又は増築後において、その高さが13メートル又はその水平投影面積が1000平方メートルを超える工作物(住宅及び仮工作物を除く。)となる場合における改築又は増築を含む。)

(以下略)

## ○ 自然公園法施行規則 (昭和 32 年厚生省令第 41 号) (抜粋)

(権限の委任)

第20条 法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境 事務所長に委任する。

(中略)

六 法第20条第3項 (次に掲げる行為に係る部分に限る。) 及び第6項 から第8項 まで に規定する権限

(中略)

七 法第 21 条第 3 項 (次に掲げる行為に係る部分に限る。)、第 6 項及び第 7 項に規定する権限

(以下略)

#### 図表 2 - (3) - ②

#### 国立公園の許可、届出等の取扱要領(平成17年10月3日環自国発第051003001号)(抜粋)

第6章違反行為

第1節一般的事項

(違反行為の予防及び発見)

第47

地方環境事務所長は、許可又は届出に関して次に掲げる方法により違反行為の予防及び発見に努めるものとする。

- (1) 関係地方公共団体と連携して公園内及び周辺地域の住民、事業者等に対し、法令の趣旨及び規定の内容を機会あるごとに周知させること。
- (2) 公園の区域図及び公園計画図を常に整理し、関係者の求めに応じ随時供覧できるよう備えること。
- (3) 巡視を励行すること。
- (4) 申請者又は届出者に対し、許可処分を受ける前又は着手制限期間の経過前に行為に着手しないよう指導すること。
- (5) 条件を付して許可された行為又は制限され若しくは必要な措置を命ぜられた行為については、当該条件又は制限若しくは措置命令の履行を監督すること。

(違反行為に対する措置)

#### 第48

地方環境事務所長並びに釧路、長野及び那覇自然環境事務所長は、許可又は届出に関して 違反行為を発見したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。なお、違反処理について は、指導等の記録に努めることとし、最終の処理は文書により行うものとする。

- (1) 違反行為の中止を勧告すること。
- (2) 地方環境事務所長並びに釧路、長野及び那覇自然環境事務所長は、国立公園に係る違反行為に関する違反事実をできる限り正確に把握し、当該違反行為が環境大臣の処分に係る行為の場合、その概要、中止又は原状回復その他必要な措置に関する意見等を別記様式第8(1)により速やかに自然環境局長に報告すること。

(中略)

- (3) 地方環境事務所長並びに釧路、長野及び那覇自然環境事務所長は、違反行為の態様が悪質である等、特に必要があると認める場合、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条及び第241条の規定により告発の手続をとること。なお、告発に当たっては、あらかじめ司法当局と調整を行うとともに、自然環境局長に連絡すること。(中略)
- (4) 違反行為が他の法令の規定による違反行為と重複するときは、速やかに当該法令に係る関係行政庁に連絡すること。

(中略)

第2節令附則の法定受託事務に係る事項

(都道府県知事の権限に係る違反処理)

#### 第50

地方環境事務所長は、令附則第3項の規定により都道府県知事が行う事務に係る行為の違 反を発見したときは、直ちに当該都道府県に連絡すること。

(以下略)

#### 図表 2 - (3) - ③

# 瀬戸内海国立公園(岡山県地域、広島県地域、山口県地域)における自然公園法第 20 条第 3 項及び第 21 条第 3 項の規定に基づく許可の実施状況

(単位:件)

区 域	権限区分/年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
岡山県地域	大臣権限	0	0	0	0	0
	事務所長権限	10	4	4	3	4
	県知事権限	29	28	27	31	40
	計	39	32	31	34	44
広島県地域	大臣権限	0	0	0	1	1
	事務所長権限	56	78	63	54	63
	計	56	78	63	55	64
山口県地域	大臣権限	0	0	0	0	0
	事務所長権限	3	3	0	4	4
	県知事権限	10	8	7	9	11
	計	13	11	7	13	15

(注) 本表は、中国四国地方環境事務所、岡山県及び山口県の提出資料に基づき、当局が作成した。

# 図表2-(3)-④ 特別地域において無許可で広告物を設置している事例

地区名	後山(広島県福山市)	調査年月日	平成 27 年 9 月 15 日		
(所在地)					
事例内容	福山グリーンライン(県道 251 号後山公園洗谷線)の後山公園近くの道路 沿いに食堂の誘導看板①が設置されている。当該看板の設置場所は第2種特 別地域内にあり、自然公園法第20条第3項の規定に基づく許可(地方環境事 務所長権限)を要するが、許可を受けないで設置されている。 また、近辺にはグリーンラインから鞆地区に下山する道が分岐する三叉路 があり、そこに道路管理者である広島県が設置している道路標識(異常気象 時通行規制区間)の支柱にくくりつけられる形で食堂への誘導看板②が設置 されている。				
関係機関の対応状況	中国四国地方環境事務所は、誘導 把握していなかった。 誘導看板②については、同事務所 のであり、自然公園法施行規則第12 の高さで、広告物等を建築物の壁面に に該当するため、開発行為等の許可 っていない。これについて、道路管: 照会したところ、当該看板は無断で 握していなかったとしている。また。 のであるとしている。	は、道路標識の 条第 23 号(地 こ掲出し、又はコ を要しないとし 理者である広島 設置されたもの	支柱に設置されているも 表から 2.5 メートル以下 に作物等に表示すること) ており、特段の対応を行 県(東部建設事務所)に であり、設置の事実は把		

(注) 当局の調査結果による。

# 図表2-(3)-⑤ 特別地域において工作物が閉鎖された状態で放置されている事例

地区名	地区名 渋川 (岡山県玉野市)		平成 27 年 9 月 30 日		
(所在地)					
事 例 内 容	渋川海岸のビジターハウス及び管理事務所の背後の通路(玉野市道				
	幕で囲われた状態の屋台が2基放置	されている。			
	当該場所は第2種特別地域内にあ	り、自然公園法第	第20条第3項に基づく許		
	可(岡山県知事権限)を要するが、	許可取得の有無だ	が確認できない。		
関係機関の対	玉野市は、当該屋台のうち1基に	ついて、平成 12	年度以降毎年度、行政財		
応状況	産目的外使用許可申請を受け、これ	を許可している	が、残り1基については		
	許可申請を受けておらず、いつごろから設置されているかは不明であると				
	ている。同市は、行政財産目的外使用許可に当たり、設置者に対し、自然				
	園法第20条第3項の規定に基づく許可申請を行うよう指導はしていないと				
	ている。				
	岡山県は、許可案件は年度別に整	理しており、当	該屋台の設置時期が不明		
	のため、自然公園法に基づく許可の	取得の有無を確	認することはできず、撤		
	去等について指導は行っていないと	している。			
	なお、玉野市が現地確認した結果、	、平成 27 年 12 月	月 10 日現在、当該屋台は		
	2基とも撤去されている。				

(注) 当局の調査結果による。

# 図表 2 - (3) - ⑥

# 集団施設地区において利用されなくなり廃屋となった施設が存置されている事例

地区名	渋川(岡山県玉野市)	調査年月日	平成 27 年 9 月 30 日		
(所在地)					
事例内容	渋川海水浴場の管理事務所及びビジターハウスを挟んで左右に1軒ずつ、利用されなくなり、廃屋となっている施設が設置されたままとなっている。 玉野市によれば、廃屋①が建っている土地は神社有地であり、以前は民間事業者がこの土地を借りて風呂屋を営んでいたが、その後廃業し、廃業後も施設を撤去しないまま現在に至っている。施設の設置時期及び廃業時期は不				
	明であるが、建物は相当傷んでおり、崩れる可能性があるため、近寄る 険な状態にある。このため、関係機関等で構成する渋川海水浴場運営協 が、住民等からの要望を受け、平成26年に建物の周囲に立入禁止の規制 張っている。 廃屋②は、不動産業者が自社有地上に設置した営業用施設(海の家)				
	り、平成27年の夏季まで使用していたが、現在は閉鎖し、壁面の一部をブーシートで覆っている。 2施設とも、設置時期は不明であり、岡山県と中国四国地方環境事務所は、開発行為等の許可の取得状況は不明であるとしている。				
関係機関の対応状況	玉野市は、廃屋①の設置者を把握絡がつかない状況にあるとしているけて準備中であると聞いているとし 岡山県は、当該施設の設置時期及法に基づく許可を受けているかどう措置を講じていない。 中国四国地方環境事務所は、当該所有者等は把握しておらず、撤去等	。廃屋②についている。 び廃業時期は把かも不明であり 施設の存在につ	ては、設置者が撤去に向 握しておらず、自然公園 、撤去等について特段の いては把握していたが、		

(注) 当局の調査結果による。

# 3 利用者に対する情報提供の充実

# (1) 標識等の適切な設置・管理等

通知	説明図表番号
【制度の概要】	
国立公園内において、国、地方公共団体等は、国立公園事業により、公園	
施設を整備しており、公園施設に付随する施設として、公共標識(サイン類)	
を整備している。	
自然公園の標識の整備に関する指針としては、公共標識の整備指針(平成	
9年6月、環境庁)、国立公園入口標識の整備指針(平成19年3月、環境省)、	
国立公園集団施設地区等ユニバーサルデザインガイドライン要約版(平成 21	
年 12 月、環境省)が策定され、平成 25 年 7 月には「自然公園等施設技術指	
針」(環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室)(以下「技術指針)と	
いう。)が策定されており、平成27年8月に改定されている。	
技術指針では、公共標識の設置に関する基本方針、標識のタイプ、設置場	図表 3 - (1) -
所、表示内容・方法、材質等の技術的な指針を定めており、公共標識は、自	1
然公園等の利用者に、自然公園への誘導、目的施設への誘導、公園区域の明	
示や周知、景観資源や地名等の利用情報の提供、施設や自然等の解説、事故	
防止や環境保護の喚起及び注意・利用規制等情報を伝達する手段として整備	
するものとされている。	
また、技術指針では、公共標識の重要性として、「公共標識(サイン施設)	
は、位置情報や案内情報の他、自然解説や安全に関わる情報等を伝達し、国	
立公園における利用の利便性や安全性の他、自然とのふれあいの質を高める	
ために重要な施設であることから、多様な利用者の特性に配慮した誰にでも	
わかりやすい施設を適切に整備することが重要である。」とされており、さら	
に、「自然公園は、利用者、利用形態及び利用手段が多様であることから、公	
共標識は、訪日外国人の利用を想定した多言語対応を含むユニバーサルデザ	
インに配慮した整備を原則とする。」とされている。	
	図表 3 - (1) -
に向けたアクション・プログラム2014-「訪日外国人2000万人時代」に向け	2
て一」(平成26年6月17日、観光立国推進閣僚会議。以下「アクション・プロ	
グラム2014」という。)において、2020年東京オリンピック・パラリンピック	
開催を見据えて、国立公園において標識・情報提供施設の多言語化等の国際	
化対応が必要な施設について、自治体に対する支援策の拡充を検討しつつ整	
備を推進することとされている。平成27年6月に策定された「観光立国実現	
に向けたアクション・プログラム2015-「2000万人時代」早期実現への備え	
と地方創生への貢献、観光を日本の基幹産業へ一」(平成27年6月、観光立国	
推進閣僚会議)(以下「アクション・プログラム2015」という。)では、2020	
年までに全ての国立公園における統一性・連続性のある標識・サインの整備	

を進める、また、2015年度に創設した自然環境整備交付金によって自治体への支援策の拡充をしており、これによっても多言語化を進めることとされている。

図表 2 - (1) -

① (再掲)

#### 【調査結果】

今回、調査対象3県内の瀬戸内海国立公園の12地区を対象に、国立公園内にある公共標識等の設置・管理状況を現地調査した結果、次のような状況がみられた。

図表 3 - (1) -

(3)

- ア 道路の分岐点等の必要な箇所に案内標識等がないもの、分かりにくいもの
  - ① 施設を案内する標識の図等が読み取れない状態となっているもの(1 事例)
  - ② 設置された標識がどちらの道を指し示しているのか分かりにくい状態となっているもの(1事例)
  - ③ 観光客の利用を想定していない道があるにもかかわらず、立入禁止等 の表示がなされていないもの(1事例)
  - ④ 地図上に記載されていない道へ誘導する標識が設置されているもの (1事例)
  - ⑤ 現在地の施設名を示す標識等が施設に設置されておらず、現在地が分かりにくい状態となっているもの(1事例)
  - ⑥ 誘導標識による案内が十分ではないため、目的地への入口が分かりに くい状態となっているもの(1事例)
  - ⑦ 目的地に到着しても地点を表す標識がないため、現在地が分かりにくい状態となっているもの(1事例)
  - ⑧ 分岐点に設置された案内標識が分かりにくい状態となっているもの (1事例)

図表 3 - (1) -

**(4)** 

(5)

- イ 内容に誤りがあり、利用者を誤誘導するおそれのあるもの
  - ① トイレが撤去されているにもかかわらず、案内板に記載があるもの(1事例)
  - ② 標識により案内されたルートが行き止まりとなっているもの(1事例)
- ウ 利用者に対する注意喚起が不足しているもの又は不備があるもの
  - ① 非公式の道に関する注意喚起が不足しているもの(1事例)
  - ② 長距離におよぶ電気柵が設置されているにもかかわらず、注意喚起が 1 箇所のみの表示となっているもの (1事例)
  - ③ 倒木があるにもかかわらず、利用者に対する注意喚起がなされていな

図表 3 - (1) -

いもの (2事例)

図表3-(1)

-6, 7

図表 3 - (1) -

(8)

エ 近年、外国人観光客が多く訪れる観光スポットとなっている大久野島について、当局が調査したところ、平成 21 年と 23 年において、公共標識の整備が行われているものの、一部においては多言語表記に対応していないものもみられるなど、今後、一層の多言語表記の推進が求められる状況がみられた。

上記ア、イ及びウについて、中国四国地方環境事務所では、次のように説明している。

- ① 指摘のあった環境省直轄地に設置された標識のうち、i)大久野島に設置されたものは、当事務所が設置し、直営で管理をしている。指摘を受けた標識の状況については、以前から把握していたものの、観光客の利用を想定していない道に誤って入り込むおそれがあることや、標識の向きが利用者にとって分かりにくいものとなっていること等については認識していなかった、ii)仙酔島に設置されたものは、標識に施設名等が記載されているものもあるが、島内では分かりにくい表示となっているものについては今後対応等について検討したい、iii)野呂山に設置された案内標識は、当事務所が設置したものが完成した後に状態等の確認を行っているが、県や市が設置したものとの差異等については意識していなかった。
- ② 地方公共団体が設置した標識等の管理等の実態については、日常業務(巡視、各種会合等を通じた意見交換等)を通じて把握している。指摘のあった地方公共団体が設置した公園施設については、今後、財政事情等を考慮し、各設置・管理者において適切に対応されるものと認識している。

中国四国地方環境事務所は、これらの標識の管理等について地方公共団体が設置したものについても、補修等が必要な標識を把握した場合に情報提供を行っているとしているが、一部においては、中国四国地方環境事務所と地方公共団体とで同地区に類似の標識を設置しながら、記載内容に整合性がとれていないものがあるなど情報共有に改善の余地があると思われる。

また、上記エについて、中国四国地方環境事務所では、次のように説明している。

標識類の整備及び多言語化に当たっては、利用状況、重要性、緊急性を 踏まえた優先順位(他地域を含む。)に基づき整備を行っている。

大久野島については、平成 21 年度と 23 年度に当事務所が標識の整備を 行っている。当事務所が平成 21 年度に整備したときには、大久野島を訪れ る外国人が少なく、標識の多言語化の必要性の認識はなかったものと思わ れる。しかし、平成 23 年頃を境に、大久野島を訪れる外国人が少しずつ増 加してきたことから、国立公園集団施設地区等ユニバーサルデザインガイ ドライン要約版(平成21年21月策定)に沿って、同年に整備した標識については全て多言語化している。平成23年度の大久野島の標識整備は、歴史的遺産に関する標識類の整備を目的としたものであることから、第1桟橋及び第2桟橋の標識類は改修対象とはならなかった。

今後、大久野島地区の再整備基本計画を策定した上で、同計画に基づき 再整備を進める予定である。

また、地方公共団体が設置する標識の多言語化については、今後、平成 27 年度から新たに創設された自然環境整備交付金の活用を施設の設置者及び 管理者に対して様々な機会をとらえて一層促していく予定である。

#### 【所見】

したがって、中国四国地方環境事務所は、瀬戸内海国立公園における公共標識等の設置・管理について、利用者の利便性、安全性等を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 環境省直轄地については、当局の指摘事項の計画的な改善を図るとともに、適切な管理がなされるよう関係機関と調整の上、利用者の目線に立った案内標識等の更新・整備を行うこと。また、地方公共団体が設置した公共標識等については、巡視等により利用者の適切な公園利用に支障があるものを把握した場合は、関係機関への連絡を一層徹底させるとともに、当該団体の設置方針等を尊重しつつ、国立公園全体として整合性がとられるよう情報共有、認識共有を図ること。
- ② 今後、国立公園内において公共標識等を整備する際には、外国人旅行者の動向を踏まえ、公共標識等の多言語化の必要性を検討すること。

なお、地方公共団体が設置するものについては、平成27年度から新たに 創設された「自然環境整備交付金」制度を様々な機会を捉えて活用するこ とを関係地方公共団体に促すこと。

③ 利用の多い施設や資源等について、標識等に掲載された情報に変更等がある場合は、関係団体と協力し、情報の更新等の連絡を速やかに行うこと。

## 図表3-(1)-① 「自然公園技術指針」(平成25年7月制定 平成27年8月改定、環境省自然 環境局自然環境整備担当参事官室)(抜粋)

#### 第2部 共通事項

#### 第1章 総論

○ 公共標識の重要性

公共標識(サイン施設)は、位置情報や案内情報の他、自然解説や安全に関わる情報等を伝達し、国立公園における利用の利便性や安全性の他、自然とのふれあいの質を高めるために重要な施設であることから、多様な利用者の特性に配慮した誰にでもわかりやすい施設を適切に整備することが重要である。

なお、標識自体が景観要素の一つとなり、地域のイメージの形成や展望地等における 修景機能を果たすこともあるので、設置には十分な景観的配慮が必要である。

#### 第7章 公共標識(サイン類)

- I 公共標識に関する計画と設計の基準
- Ⅰ-2 公共標識に関する基本方針

公共標識は、歩道、園地、野営場等の施設と一体的に機能を発揮し、これらの施設の利用が促進されるように配慮しなければならない。このことから、公共標識は、自然公園等の利用者に、自然公園への誘導、目的施設への誘導、公園区域の明示や周知、景観資源や地名等の利用情報の提供、施設や自然等の解説、事故防止や環境保護の喚起及び注意・利用規制等情報を伝達する施設として整備する。

公共標識は、優れた自然環境の中に設置される施設であることから、整備に当たっては、設置場所の自然環境や景観が損なわれることのないよう配慮する。

また、<u>自然公園等は利用者、利用形態及び利用手段が多様であることから、訪日外国人の</u>利用を想定した多言語対応を含むユニバーサルデザインに配慮した整備を原則とする。

#### 第3部 施設別技術指針

- 第7章 公共標識 (サイン類)
  - Ⅱ 公共標識に関する技術指針
  - Ⅱ-2 公共標識の計画・設計の考え方
  - Ⅱ-2-4 標識表示の基本事項

公共標識の表示事項(地名、凡例や説明等)は、誰もがわかりやすいものとする。

使用する言語は、日本語と英語を表記することを基本とする。各自然公園等の外国人の利用 特性に応じてその他の言語(中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国語、その他言語)を 加えることとする。

(注)下線は、当局が付した。

# 図表3-(1)-② 標識の多言語表記に関する政府の方針

方針名	内容
観光立国実現に向けた	5. 外国人旅行者の受入環境整備
アクション・プログラ	(1)多言語対応の改善・強化
ム 2014- 「訪日外国人	<公園内の施設>
2000 万人時代」に向け	・2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えて、国立公
て- (平成 26 年 6 月	園において標識・情報提供施設の多言語化、トイレの洋式化等の国際
17日、観光立国推進閣	対応が必要な施設について、自治体に対する支援策の拡充を検討しつ
僚会議)(抜粋)	<u>つ整備を推進する。</u> 【改善・強化】
helt (s. I. I. danelt) ( / ) )	
観光立国実現に向けた	4. 先手を打っての「攻め」の受入環境整備
アクション・プログラ	(6)多言語対応の強化
ム 2015-「2000 万人時	○多言語対応ガイドラインに基づき、多言語対応の統一性・連続性の確
代」早期実現への備えと地方創生への貢献、	保に向けて必要な取組を進める。 <自然公園>
観光を日本の基幹産業	ヘロ然公園/   ・多言語表記に関する事例等を反映した「自然公園等施設技術指針」を
戦ルを日本の差許産業 へ一(平成27年6月、	関係機関へ周知することにより、2020年までに全ての国立公園にお
観光立国推進閣僚会	ける統一性・連続性のある標識・サインの整備を進めるとともに、ト
議)(抜粋)	イレ等のユニバーサルデザイン対応を図る。また、2015 年度に創設
HOW/ (J/X/11/	した交付金によって自治体への支援策の拡充をしており、これによっ
	ても多言語化を進める。【改善・強化】

(注) 下線は、当局が付した。

## 図表3-(1)-3

# 道路の分岐点等必要な箇所に案内標識がないもの、分かりにくいもの

番号	地区名 (所在地)	施設名 (設置者又 は管理者)	事例内容
1	王子ヶ岳 (岡山県 玉野市)	園内の案内標識 (岡山県)	玉野市の王子ヶ岳にある桜園地は、頂上部分にある園地に多くの桜が植樹されており、市民の憩いの場となっている。 同園地の入口には、園内を案内する標識(写真)があるものの、文字や図面が消え読み取れない状態となっている。 さらに、この標識を除いて、園内の施設(遊具や展望地)を紹介する案内板が全くない状態となっている。 設置者である岡山県は、上記の状態となっていることについて、厳しい財政状況のもと、緊急性のあるものから優先順位をつけて整備しているため、早急な再整備は困難であり、このような状態になっているとしている。



# 2 大久野島 (広島県 竹原市)

# 展望台への 誘導標識 (環 境省)

休暇村が作成した地図通りに展望台に向かうと、展望台下の 道が分岐しており、左側の道を通ると写真2の道に出ることと なる。

一方、右側の道を通ると写真3にあるように、展望台に向か うために設置された木製の階段を利用して展望台へと出るこ とができる。

展望台下には、展望台への道を案内する標識があるものの、 設置された標識からはどちらの道を示しているか分からない ものとなっている。

当該標識について、中国四国地方環境事務所は、展望台への 通路として利用を想定しているのは分岐点右側の道であり、標 識については、なぜこのような方向に向いているかは不明であ るとしており、今後、方向を修正するなどして対応したいとし ている。



(写真1 展望台下の分岐点 丸は標識)

### (写真2 写真1の分岐点左側の道)



(写真3 写真1の分岐点右側の道)



3 大久野島 (広島県 竹原市)

展望台付近 の誘導標識 等(環境省) 大久野島のひょっこり展望台のすぐ下に高圧電線の鉄塔があり、この鉄塔を挟んで右と左に下に降りる道がある。鉄塔右側の登山道には、休暇村に至る旨の案内標識が設置されているが、左側の道の入口には案内標識が設置されていない(写真1)。この道を下って行くと、突き当たりに電信柱が設置されており(写真2)、その先にもシダ類に覆われた狭い道がある。シダ類に覆われた狭い道を進むと鉄塔の右側の登山道と合流する。

この鉄塔左側の通路は、休暇村が作成した地図には記載がなく、シダ類に覆われた狭い道は鉄塔左側の道が行き止まりであることを知らず、獣道に立ち入った観光客が踏み固めたことにより出来たものと思われる。

中国四国地方環境事務所によると鉄塔左側の道はかつて大 久野島に設置されていたロープーウェイの乗り場に通じる道 であり、ロープーウェイが撤去された現在では、観光客の利用 を想定していないとしている。

(写真1 旧ロープーウェイ乗り場に通じる道)



(写真2 鉄塔の左側を通る道の突き当たり)



4 大久野島 (広島県 竹原市) 展望台への 誘導標識 (環 境省) 大久野島のひょっこり展望台へ通じる道として標識が設置された箇所があり、展望台へはその道を通って行くことが可能となっている。しかし、この道は休暇村が作成した地図には既に掲載されていない上に、過去に法面の崩落があったと思われる箇所があるにもかかわらず、通行禁止等の処置が特段とられていない。

(写真1 展望園地を示す看板)



(写真2 写真1の標識に従って展望園地に向かう場合に通 る箇所)



5 仙酔島(広 島県福山 市) ①赤岩展望 台下の誘導 標識(環境 省) ②赤岩展望 台の眺望の

解説標識(環

仙酔島の赤岩展望台は、キャンプ場から彦浦(砂浜)方面に向かう山道が彦浦(塩工房・五色湯)方面と大弥山方面に分かれる箇所に付けられた階段を登った所に設置されている。この山道の分岐箇所には木製の案内標識が設置されている(写真1)が、すぐ近くの階段を登ったところにある赤岩展望台を案内しておらず、大弥山と田ノ浦広場への距離表示が記載されているだけとなっている。

#### 境省)

また、赤岩展望台には展望台からの眺望に関する解説板(写真2)はあるものの、現在地が赤岩展望台である旨の記載はなく、展望台利用者にとって現在地が分かりにくい状態となっている。

環境省は赤岩展望台について、島内の一部の案内標識等に赤岩展望台の記載はあるものの、利用者にとって分かりにくいものであると思われるため、展望台に設置された解説板に当該箇所が赤岩展望台である旨の表示を行うなどの対応をとりたいとしている。

(写真1 赤岩展望台下に設置されている案内標識)



(写真2 赤岩展望台に設置された眺望に関する解説板)



6 仙酔島(広 島県福山 市)

鳥の口展望 台への誘導 標識(設置者 不明) 仙酔島の桟橋から島の南端に設置されている鳥の口展望台に向かうには、キャンプ場、赤岩展望台のある山道又は五色岩のある海岸沿いの道を通って彦浦(砂浜)に出て、この砂浜の途中から遊歩道を登って行くこととなる。

しかし、山道や海岸沿いの道が交差する付近や砂浜には案内標識が設置されておらず、砂浜をしばらく進んだ先にある鳥の口展望台へ向かう遊歩道入口に標識が設置されているだけとなっており、利用者にとって目的地の入口が分かりにくいものとなっている。

(写真 鳥の口展望台入口への登山道入口に設置されている 案内標識)



7 仙酔島(広島県福山市) 小弥山に設置されている誘導標識には、現在地が小弥山であるにもかかわらず、「小弥山(四○○米)」及び「➤夕月岬(二○一米)」と表示されている。しかし、当該箇所から先に道はなく行き止まりとなっている。
(写真)小弥山に設置された案内標識

8 仙酔島(広 月見山との 分岐に設置 市) 月見山との分岐に案内標識が設置され、「大弥山(登山道)(四 八〇米)」、「田の浦彦浦方面(一,〇〇〇米)」及び「大松浦圣 由 彦浦(九〇〇米)」が表示されている。しかし、「大松浦圣 由 彦浦」方面は行き止まりとなっている。 広島県では、当該標識の設置者については不明であるとして おり、環境事務所においても設置者については不明であるとしている。 (写真)





(注) 当局の調査結果による。

# 図表3-(1)-④

# 内容等に誤りがあり、利用者を誤誘導するおそれのあるもの

番     地区名     施設名(設置 事例内容       号     (所在地)     者)       1     野呂山(広 野呂高原口 島県呉市)     野呂高原ロッジ前案内板及びVC横案内板では、レスト板(写真①・ス付近と氷池そばにトイレの表示がある(写真①及び写真が、実際にはトイレは設置されていない。       以C 横案内板     一方、中国四国地方環境事務所が設置した野呂山案内	
1 野呂山(広 野呂高原口 島県呉市) ッジ前案内 野呂高原ロッジ前案内板及びVC横案内板では、レスト 板 (写真①・ ス付近と氷池そばにトイレの表示がある (写真①及び写真 が、実際にはトイレは設置されていない。	
(写真②・呉 市) 水池付近の 衆内板(写真 ③・環境省) ・環境省) ・環境省 ・ 環境省 ・ であるとしている。  (写真1 野呂高原ロッジ前案内板)  (レストハウス付近) ・ (水池そば)	<ul><li>②)で 撤をし 間</li><li>が かった</li></ul>

(②VC 横案内板 レストハウス及び氷池付近にトイレの表示 有り)



### (③ 野呂山案内図 トイレの表示がない案内板)



2 仙酔島(広 島県福山 市) 仙酔島登山道を進んでいくと、月見山との分岐に広場風の土地があるが、月見山方面には「これより先行き止まり」と表示があり、月見山方面は行き止まりとなっている。

一方、中弥山と大弥山の中間地点の分岐点に設置された案内板(環境庁設置)「弥山稜線コース・自然教室コースのご案内」では、行き止まりとなっている地点から月見山を通り烏ノ口展望台へ向かうルートが「自然教室コース」として案内されており、利用者を誤誘導するおそれがあるものとなっている。

(写真① 月見山との分岐の行き止まり表示)



(写真② 弥山稜線コース・自然教室コースの御案内)



(注) 当局の調査結果による。

# 図表3-(1)-⑤

# 利用者に対する注意喚起が不足しているもの又は不備があるもの

番号	地区名 (所在地)	施設名又は 標識名(設置 者)	事例内容
1	宮島(広島県廿日市市)	非公式ルートである旨 の注意喚起 表示	瀬戸内海国立公園管理計画(広島県地域)や宮島桟橋の案内 所に備え置かれている案内図等には、宮島弥山の登山道として、i)大元谷弥山線、ii)紅葉谷弥山線、iii)大聖院獅子岩線の3ルートが記載されている。弥山には、この3ルート以外にも、四宮コース、多宝塔コース等の登山道(いわゆる非公式ルート)があり、四宮コースについては、広島県により、登山

口にロープが張られ、立入禁止の注意書きの紙が貼られている。一方で、多宝塔コースについては、特段の立入禁止措置も講じられていない。当該コースは、登山口近辺に段差工が設けられており(写真②)、地面を掘り下げている箇所があるなど、自然に踏み固められただけの道ではなく、時点は不明であるが、何者かにより整備された跡がみられる。

このような状況について正規の登山道の管理者である広島 県は、非公式ルートについては利用させないことも検討の一つ であるとしている。

なお、広島県では、当局からの指摘を受けて平成 28 年 2 月 29 日に四宮コースと同様に進入禁止看板を設置(写真③)している。

【写真①】四宮コースに設置された立入禁止の表示



【写真②】多宝塔コースに設置された段差工



【写真③】 多宝塔コースに設置された進入禁止の表示



2 極楽寺山 (広島県 廿日市市) 電気柵に関する注意喚起表示(写真 ①・廿日市市観光協会) 芝広場及び芝広場に繋がる歩道にイノシシ除けの電気柵が 設置されているが、当該電気柵に関する注意喚起の表示は1箇 所となっている。

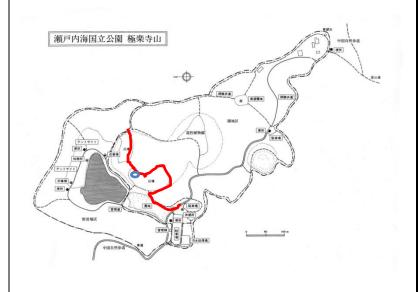
設置者である廿日市市では、極楽寺山キャンプ場の管理委託をしている廿日市市観光協会(管理棟管理人)がキャンプ場管理と地元住民要望があったため、平成18年以前にイノシシ対策として設置されたものと思われるが、詳細は不明であるとしている。

なお、廿日市市によると電気柵は現在では通電していないが、当局からの指摘を受けて撤去を行うとしている。

(写真① 注意を促す看板と電気柵)



(図 電気柵設置箇所と看板設置位置)



該当箇所(太線:電気柵設置箇所、丸印 注意喚起看板)

# 3 野呂山(広 呉市 島県呉市)

大重岩への歩道の途中に、木が根元から持ち上がり、倒れか かっているが、周囲に注意喚起等の表示がない。

歩道の設置者である呉市は、倒木の存在については把握していなかったとしている。

(写真:大重岩への歩道途中での倒木)



# 4 仙酔島(広 島県福山 市)

環境省

大弥山に向かう途中の登山道脇の木の根元が折れ、登山道に倒れかかっており、そばを通行する際には注意が必要な状況となっているが、周囲に注意喚起等の表示がない。(写真①)

また、仙人ヶ丘から田ノ浦に向かう途中の登山道脇の木が倒れかかっているが、周囲に注意喚起等の表示等がない。(写真②)

当該2箇所の倒木について、後日、中国四国地方環境事務所 が確認を行ったところ、2箇所の倒木は伐採されていたとして いる。

#### (写真①)





(注) 当局の調査結果による。

# 図表3-(1)-⑥ 調査対象地区における外国人観光客数の推移

(単位:千人)

年 区分	平成 22	23	24	25	26
宮島の外国人観光客数	117	66	97	104	137
大久野島の外国人観光客数	1	0	1	1	6

- (注) 1 調査対象12地区のうち、統計資料等により外国人観光客数が把握できたものについて記載した。
  - 2 広島県の「広島県観光客数の動向」(平成22年~26年分)に基づき、当局が作成した。
  - 3 広島県の「広島県観光客数の動向」では、外国人観光客数を千人単位で集計している。そのため、表中の 0 は千人未満であることを示し、 0 人ではない。

# 図表3-(1)-⑦ 大久野島の宿泊施設の外国人宿泊者数の推移

(単位:人)

年度区分	平成 24	25	26	27 (4月~9月)	(参考) 26 (4 月~9 月)
休暇村大久野島の	45	147	339	300	123
外国人宿泊者数	(100)	(327)	(753)	(667)	

- (注) 1 中国四国地方環境事務所の提出資料に基づき、当局が作成した。
  - 2 休暇村大久野島は、瀬戸内海国立公園大久野島内の利用施設の一つである。
  - 3 () 書きの数字は、平成24年度を100とした指数である。

図表3-(1)-⑧ 大久野島において多言語化されていない標識の例

<u> </u>	図表3-(1)-⑧   大久野島において多言語化されていない標識の例					
番 号	地区名 (所在地)	施設名又は 標識名(設置 者)	状況			
1	大久 第 2 栈 息 的	総合案内標識(環境省)	第2桟橋に設置された総合案内標識は日本語のみの記載となっている。第2桟橋は、フェリー乗り場で、第1桟橋と比較すると船の発着数が多く、島の唯一の宿泊施設である休暇村へ直行するバスの停留所や渡船の切符売場などがあることから、乗降する観光客も多い。大久野島を訪れる外国人観光客が主として利用する桟橋であると考えられることや、島の玄関口としての機能を持つことから今後、多言語化されることが望ましいものと考えられる。 (第2桟橋に設置された総合案内標識)			
2	大久野島 第1桟橋 付近 (原市)	誘導標識(環境省)	第1桟橋付近に設置された誘導標識には、①休暇村本館、② ビジターセンター、③第2桟橋及び④キャンプ場と大久野島を 訪れた観光客が多く利用することが想定される主要な地点へ の距離表示がなされているが、当該標識については日本語のみ の記載となっている。 多くの観光客は第2桟橋からバスに乗り、休暇村へ向かうこ とが想定されるが、当該標識が誘導している箇所が主要な地点 であることや、徒歩で第2桟橋から休暇村等へ向かう場合にお いては、最初の分岐点となることなどを勘案すると今後、多言 語化されることが望ましいものと考えられる。 (第1桟橋付近に設置された誘導標識)			

(注) 当局の調査結果による。

# (2) ビジターセンター等における情報提供の充実等

通知	説明図表番号
【制度の概要】	
環境省及び地方公共団体は、法及び自然公園法施行令(昭和 32 年政令第	図表 3 - (2) -
298 号) に基づく博物展示施設として、国立公園に、主としてその公園の地形、	1
地質、動物、植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、解説	
活動及び模型、写真、図表等を用いた展示を行うビジターセンターを整備して	
いる。	
ビジターセンターの整備に関する指針としては、平成13年3月に自然公	
園等事業技術指針(試行版)(環境省自然環境局自然環境課)が制定され、	
25年7月には同指針の廃止に伴い技術指針が制定されている。技術指針は	
平成27年8月に改定されている。	
平成27年8月に改定された技術指針では、ビジターセンターは、①利用	図表 3 - (2) -
のための案内・情報提供機能、②自然及び人文の解説機能、③自然とのふれあ	2
い体験の指導・促進機能、④休憩・避難・便益のための機能、⑤調査・研究の	
ための機能及び⑥管理・運営のための機能の全部又は一部の機能を有するとさ	
れ、①、②、③及び④の各機能を備えたビジターセンターを基本タイプとす	
るとされている。	
ビジターセンターの多言語化については、アクション・プログラム 2014	図表 3 - (2) -
において、2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えて、国	3
立公園において情報提供施設の多言語化等の国際対応が必要な施設につい	
て、自治体に対する支援策の拡充を検討しつつ整備を推進するとされてい	
る。また、平成25年7月に制定された技術指針では、ビジターセンターに	図表 3 - (2) -
ついて、展示に当たっては、外国語表記の併記などの配慮を行うこととさ	4
れている。平成27年8月に改定された技術指針では、ビジターセンターに	
おける多言語表記は日本語と英語を基本とし、また、利用特性等に応じて、	
その他の言語を加えることとされている。	
調査対象3県内の瀬戸内海国立公園には、博物展示施設としてのビジタ	図表 3 - (2) -
ーセンターは、大久野島ビジターセンター(環境省設置)及び鷲羽山ビジ	(5)
ターセンター(岡山県倉敷市設置)の2施設が設置されている。これら2	図表 3 - (2) -
施設はいずれも、基本タイプの機能を有している。	6
また、環境省では、国立公園ホームページの瀬戸内海国立公園の施設案	図表 3 - (2) -
内のサイトで、ビジターセンターの入館無料の旨、休館日、開館時間、連	7
絡先等を掲載して、利用者に対する情報提供を行っているが、これらの情	
報は最新の情報を掲載する必要がある。	
一方、国立公園において、国立公園事業により園地等に付帯施設として休	
憩所が設置されているが、休憩所の機能として、利用者が休息する場の提供と	

ともに、自然公園の施設、動植物等の自然環境、適正な公園利用等についての 情報提供を行う場としても活用することは有効である。

#### 【調査結果】

今回、調査対象3県内の瀬戸内海国立公園に設置されているビジターセ ンター2施設における利用者に対する情報提供等の実施状況及び展示物等 の多言語表記の実施状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。

ア ビジターセンターの展示施設が故障して利用できないもの

環境省直轄施設の大久野島ビジターセンターの展示施設のうち、4つ │図表3-(2)-の展示施設が故障し、長期間利用できない状態となっている。

中国四国地方環境事務所では、展示施設の故障について把握している が、平成24年度に大久野島ビジターセンターの展示施設の改修を計画 し、25年度に設計を実施したものの、予算の関係で改修工事は未実施と なっており、故障中の4つの展示施設については、改修計画で改修又は 撤去を予定しているため、補修していない。

しかし、大久野島ビジターセンターは、ビジターセンターの機能とし て、利用のための案内・情報提供機能、自然及び人文の解説機能等を有し ており、展示施設が故障して長期間利用できない状態となっていることは、 同センターがビジターセンターとしての機能を十分発揮していないと判断 されるので、早期に展示施設が利用できるようにする必要があると考えられ る。

イ ビジターセンターの展示物等の多言語表記が行われていないもの。

調査したビジターセンター2施設はいずれも、設置者の保有する資料 又は指定管理者の説明により、外国人の利用者がいることが確認できた。 特に、大久野島ビジターセンターは、平成25年度80人から26年度340 人とこの1年で外国人の利用者数が急増している。

このうち、倉敷市設置の鷲羽山ビジターセンターでは、展示物に英語 版の説明紙等を設置するなど、ビジターセンターの展示物等の多言語表 記の取組が行われている状況がみられた。

しかし、環境省直轄施設の大久野島ビジターセンターでは、展示物等 は日本語のみの表記で、多言語表記は行われておらず、外国人利用者へ の配慮が不足している状況がみられた。

中国四国地方環境事務所では、平成24年度に大久野島ビジターセンタ 一の展示施設の改修を計画し、展示改修と併せて多言語表記可能な箇所に ついて多言語表記(英語併記)を行うこととしているが、予算の関係で現在 まで多言語表記は実施されていないものである。

大久野島ビジターセンターの外国人利用者は増加しており、同センタ

図表 3 - (2) -

図表 3 - (2) -

⑥ (再掲)

図表 3 - (2) -

(10)

図表 3 - (2) -

図表 3 - (2) -

(12)

図表 3 - (2) -

一の展示物等の多言語表記は必要と考えられる。

また、当局が、現地調査したビジターセンター2施設について、環境省 の国立公園ホームページにおけるビジターセンターの施設案内の掲載内容 と現地調査の結果を対比した結果、国立公園ホームページに鷲羽山ビジタ ーセンターの休館日が変更前のものが掲載されており、案内が間違ってい る状況がみられた。

中国四国地方環境事務所では、当局から指摘があるまで、鷲羽山ビジタ ーセンターの休館日が変更され、国立公園ホームページの案内が間違って いることを把握していなかった。本事例の発生原因は、同ホームページの 施設案内の掲載内容について、同事務所において、最新情報の把握及びそ れに基づく適時の更新が行われていないことによるものと考えられる。

当局の指摘を受けて、中国四国地方環境事務所では、国立公園ホームペ │ 図表 3 - (2) -ージの鷲羽山ビジターセンターの休館日の掲載内容を修正しており、調査 の途上において改善措置が講じられたが、今後、本件と同様の事例の再発 防止措置を講ずる必要があると考えられる。

さらに、調査対象3県内の瀬戸内海国立公園のうち12地区を抽出して、 国立公園内にある公園施設の維持管理等の状況を現地調査した際に、環境 省直轄施設の休憩所において、情報提供設備が設置されているが、利用者に対 する情報提供の場として活用されていない事例が1事例みられた。

本事例について、中国四国地方環境事務所では、以前より巡視等において把 握していたとしているが、対応措置を講じていなかった。

### 【所見】

したがって、中国四国地方環境事務所は、ビジターセンターの本来の機 能の発揮と外国人利用者への配慮、ホームページによる情報提供の適正化 及び休憩所における情報提供の促進を図る観点から、次の措置を講ずる必 要がある。

- ① 環境省直轄施設のビジターセンターの展示施設の維持管理を適切に行 い、万一故障が発生した場合は特段の事情のない限り速やかに補修する こと。大久野島ビジターセンターについては、現在計画中の展示施設の 改修を進めるなどして、展示施設が利用できるようにすること。
- ② 環境省直轄施設のビジターセンターについて、外国人の利用状況等を 踏まえ、多言語表記の取組を行うこと。大久野島ビジターセンターにつ いては、現在計画中の展示施設の改修時等時期を捉えて、平成27年8月 改定版の技術指針や鷲羽山ビジターセンターの取組も参考にして、多言 語表記の取組を行うこと。

図表 3 - (2) -(14)

図表3-(2)-

⑦ (再掲)

(4) (再掲)

図表 3-(2)-

- ③ 国立公園ホームページの瀬戸内海国立公園の施設案内の掲載内容について、定期的に施設の設置者等に照会する又は利用情報に変更があった場合に設置者等から情報提供を受けるなどして、最新の情報を把握し、その内容を点検、修正する仕組みを構築すること。
- ④ 環境省直轄施設の休憩所のうち、情報提供設備が設置されているものについては、同設備を有効活用して、自然公園の施設、動植物等の自然環境、適正な公園利用等について、公園利用者に対する情報提供に一層努めること。

図表 3 - (2) - ① ビジターセンターの法令等における位置付け

<u> 図表3-(2)-(1)</u>	ヒンダーセンダーの法令等における位直付け				
関係法令等	規定内容				
自然公園法 (昭和 32	(定義)				
年法律第 161 号)(抜	第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ				
粋)	ぞれ当該各号に定めるところによる。				
	六 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であって、国立				
	公園又は国定公園の保護又は利用のための施設で政令で定める				
	ものに関するものをいう、				
自然公園法施行令(昭	(公園事業となる施設の種類)				
和 32 年政令第 298 号)	第1条 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第6号に規定				
(抜粋)	する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。				
	九 博物館、植物園、動物園、水族館、 <u>博物展示施設</u> 及び野外劇				
	場の国連を行り、ハマツァ「ヘ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
国立公園の公園計画	自然公園法施行令(以下単に「令」という。)第1条に掲げる各施				
作成要領等について	設の定義は、次表のとおりとする。				
(平成25年5月17日	1 利用施設				
付け環自国発第	令第1条 施設名 定義 一				
1305173 号) 別表「自	第9号   博物展示   主としてその公園の地形、地質、動物、   技物   歴史等に関する公園の地形、地質、動物、				
然公園法施行令第1	<u>施設</u>   <u>植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に</u>   理解できるよう、解説活動及び模型、写真、				
条に掲げる施設の定					
義と計画上の留意事					
項」(抜粋)	修施設等。)をいう。				
自然公園等施設技術	第3部 施設別技術指針				
指針(平成 25 年 7 月	第4章 博物展示施設(ビジターセンター等)				
	I 博物展示施設 (ビジターセンター等) の計画と設計の手順				
制定、平成27年8月	I-1 博物展示施設 (ビジターセンター等) の適用範囲				
改定、環境省自然環境	本指針は、自然公園等の博物展示施設(ビジターセンター等)(以				
局自然環境整備担当	下、「ビジターセンター」という。)に適用する。ただし、地域の				
参事官室)(抜粋)	特性、その他の事情により適用しがたい場合は、この指針によら				
	┃ ないことができる。その場合においても本指針の趣旨を最大限尊 ┃				
	重するものとする。				
	(解説)				
	本指針におけるビジターセンターとは、「自然公園の利用者に、展				
	示・解説・案内などにより、公園の自然や景観並びに利用のための				
	<u>必要な情報を提供し、公園の適切な利用を促す施設」である。</u>				
	<u>定義は、</u> 国立公園の公園計画作成要領等について(平成 25 年 5 月				
	17日付け環自国発第1305173号)別表「自然公園法施行令第1条に				
	掲げる施設の定義と計画上の留意事項」で次のとおりとされている。				
	(定義) 主としてその公園の地形、地質、動物、植物、歴史等に関				
	し、公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動及び模型、				
	写真、図表等を用いた展示を行うために設けられる施設(ビ				
	ジターセンター及びこれに併設される自然研究路、解説施設、				
	解説員研修施設等。)をいう。 また「国立公園の公園事業の執行に係る仕事施設等の取扱いにつ				
	また、「国立公園の公園事業の執行に係る付帯施設等の取扱いにつ				
	いて」(平成3年7月5日環自計第128号、環自国第385号) に準じ、				

広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場を付 帯施設とすることができる。

(注)下線は、当局が付した。

#### 図表 3 - (2) - ②

### ビジターセンターの機能に関する規定

規定名 自然公園等施設技 術指針(平成 25 年7月制定、平成 27年8月改定、環 境省自然環境局自 然環境整備担当参 事官室)(抜粋)

### 規定内容

第3部 施設別技術指針

第4章 博物展示施設(ビジターセンター等)

I 博物展示施設(ビジターセンター等)の計画と設計の手順

I-3 ビジターセンターのタイプ

<u>ビジターセンターは、利用のための案内・情報提供、自然及び人文の解説、自然とのふれあい体験の指導・促進、管理・運営の各機能を</u>備えたビジターセンターを基本タイプとする。

なお、立地条件、環境条件等によって必要に応じ機能の追加、重点 化を行う。

(解説)

ビジターセンターは、次のような機能を有する。

① 利用のための案内・情報提供機能

利用者の適正な利用活動を助けるため、利用地点や興味地点などの案内、自然の状況や利用状況に関する情報、当日の天気情報及び注意・危険情報などの各種情報の提供を行うもの。

② 自然及び人文の解説機能

利用者の自然公園等の利用に際しての理解を深めるため、対象とする地域の地形、動植物、自然現象、歴史及び文化財等に関する解説を行うもの。

- ③ 自然とのふれあい体験の指導・促進機能 利用者が直接自然にふれ体験するための支援や誘導を行うも の。
- ④ 休憩・避難・便益のための機能

快適な休憩スペース、緊急時の避難場所などの提供を行うもの。

⑤ 調査・研究のための機能

情報提供や解説のための機能を充実するため、対象とする地域の自然環境や利用状況に関する調査、研究、情報収集を行うもの。

⑥ 管理・運営のための機能

自然環境の保全活動、自然とのふれあい体験指導、施設の点検・保守・清掃及び自然とのふれあい体験指導などに要する人材育成などを行うもの。

ビジターセンターの整備に際しては、このうち利用のための案内・情報提供機能、自然及び人文の解説機能及び自然とのふれあい体験の指導・促進機能を備えたビジターセンターを基本タイプとする。なお、ビジターセンターは、立地条件、環境条件及び利用者層の違い等によってその性格が異なることから、必要に応じ機能の追加、重点化を行う。

(注)下線は、当局が付した。

# 図表 3-(2)-3 ビジターセンターの多言語化に関する政府の方針

方針名	内容
観光立国実現に向け	5. 外国人旅行者の受入環境整備
たアクション・プログ	(1)多言語対応の改善・強化
ラム 2014-「訪日外国	<公園内の施設>
人 2000 万人時代」に	・2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えて、国立
向けて- (平成 26 年	<u>公園において</u> 標識・ <u>情報提供施設の多言語化</u> 、トイレの洋式化 <u>等</u>
6月 17 日、観光立国	の国際対応が必要な施設について、自治体に対する支援策の拡充
推進閣僚会議)(抜粋)	<u>を検討しつつ整備を推進する。</u> 【改善・強化】

(注) 下線は、当局が付した。

### 図表 3 - (2) - ④ ビジターセンターの多言語化に関する規定

凶表 3 - (2) - (4)	ヒジターセンターの多言語化に関する規定
規定名	規定内容
自然公園等施設	第3部 施設別技術指針
技術指針(平成25	第4章 博物展示施設 (ビジターセンター等)
年7月制定、環境	Ⅱ ビジターセンターに関する技術指針
省自然環境局自	Ⅱ-5 ビジターセンター等情報提供施設におけるユニバーサルデザイ
然環境整備担当	ンの配慮事項
参事官室)(抜粋)	ビジターセンター等は、自然への理解を深め、人と自然とのふれあ
	いを一層推進するための施設で、当該集団施設地区や周辺地域の魅力
	│ や利用方法などの情報を得たり、用具の貸し出しなどの利用サポート │
	┃ の他、便所や休憩スペース等の便益機能を備えた利用サービスの中心 ┃
	││ 的施設であることから、すべての利用者が快適に利用できるよう、駐 ││
	車場等からのアクセス、建物内部を含めてすべての利用者の円滑な移
	動経路を確保する。
	また、情報提供に当たっては、可能な限り多様な利用者に配慮した、
	<u>わかりやすい手法とする</u> とともに、運営スタッフが常駐する利点を生
	かした利用案内とサポートの充実が求められる。
	(1) すべての利用者が円滑に移動でき、利用できる施設としての整
	(2) 多様な利用者の特性に配慮した情報提供と展示
	(3) 緊急時への対応
	(B) 多様な利用者の特性に配慮した情報提供と展示
	①展示におけるさまざまな配慮
	解説等の表現も、写真やイラストを活用するなどわかりやすさに配慮
	するとともに、難しい漢字や地名等にはふりがなを添付する。また、 <u>よ</u>
	り多くの人が理解できるよう、点字や外国語表記(英語の他、東アジア
	からの利用者が多い場合は中国語、韓国語)の併記、触知図や音声ガイ
	ダンス装置の利用、ビデオ等の映像展示への聴覚障害者の利用に配慮し
	た字幕添付などの配慮を行う。
自然公園等施設	第3部 施設別技術指針
技術指針(平成27	第4章 博物展示施設(ビジターセンター等)
年8月改定、環境	Ⅱ ビジターセンターに関する技術指針
省自然環境局自	Ⅱ-6 多言語対応
然環境整備担当	Ⅱ-6-1 多言語対応の定義と範囲

#### 参事官室)(抜粋)

ビジターセンターにおける多言語対応とは、文字による多言語表記 のほか、数字や矢印などの記号の表記、ピクトグラムの表記及び多言 語の音声や映像による対応等を総称していう。

ビジターセンターにおける多言語対応の範囲は、建物及び建物と一体的に整備する施設とする。

(解説) (略)

Ⅱ-6-2 基本的な考え方・共通事項

- ・ビジターセンターの多言語表記は日本語と英語を基本とする。また、 利用特性等に応じて、その他の言語(中国語(簡体字)、中国語(繁 体字)、韓国語、その他の言語)を加えることとする。
- ・多言語表記に当たっては、誰もが容易に理解しやすいように記号や ピクトグラムを活用し、文字の表記は最小限にする。翻訳にあたっ ては、意訳・要約をして、簡潔で解りやすい文章とする。
- ・文字の大きさ及びピクトグラムは「第7章 II-2-3標識表示の基本事項」の基準に従って決める。

(解説) (略)

II - 6 - 3 主要スペースにおける多言語対応 (略)

II - 6 - 4 運営における配慮事項 (略)

- (注) 1 下線は、当局が付した。
  - 2 自然公園等事業技術指針 (試行版) (平成 13 年 3 月、環境省自然環境局自然環境課) には、ビジター センターの多言語化に関する規定はない。

### 図表3-(2)-(5) 調査対象3県内の瀬戸内海国立公園に所在するビジターセンター

区分	施設名	所在地	設置者	開設時期
環境省直轄	大久野島ビジタ	広島県竹原市	環境省	平成 15 年 4 月
施設	ーセンター			
環境省直轄 鷲羽山ビジター		岡山県倉敷市	倉敷市	昭和60年7月開設、平成22
施設以外	センター			年4月リニューアルオープン

- (注) 1 当局の調査結果による。
  - 2 鷲羽山ビジターセンターは当初岡山県により設置されたが、平成22年3月31日に岡山県から倉敷市に譲渡されている。
  - 3 調査対象 3 県内の瀬戸内海国立公園には、上記の施設以外に野呂山ビジターセンター(所在地:広島県呉市)が設置されているが、同センターは、観光案内及び休憩施設であり、自然公園法及び自然公園 法施行令に基づく博物展示施設ではない。

#### 図表3-(2)-⑥

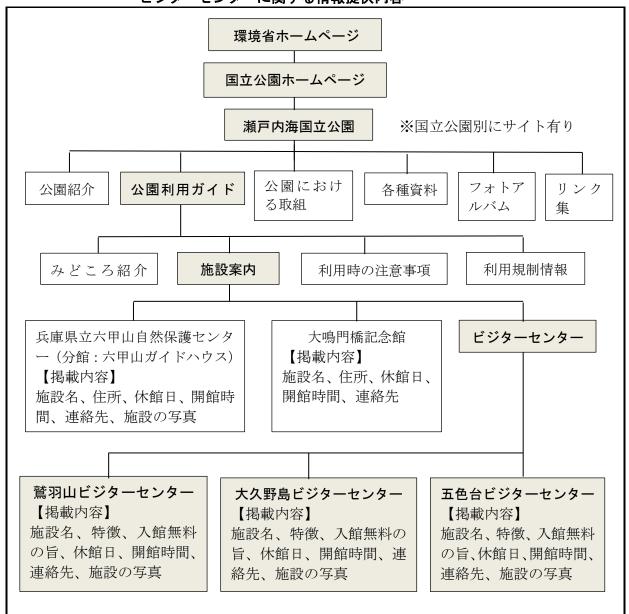
#### 調査対象3県内の瀬戸内海国立公園に所在するビジターセンターが有する機能

	機能						
	利用のた	自然及び	自然との	休憩・避	調查·研究	管理·運営	
施設名	めの案	人文の解	ふれあい	難・便益の	のための	のための	
旭权石	内•情報提	説機能	体験の指	ための機	機能	機能	
	供機能		導•促進機	能			
			能				
大久野島ビジ					×		
ターセンター				O	^	O	

鷲羽山ビジターセンター	0 0	0	0	×	0
-------------	-----	---	---	---	---

- (注) 1 中国四国地方環境事務所及び倉敷市からの聴取結果に基づき、当局が作成した。
  - 2 表中の「○」は当該機能を有していることを、「×」は当該機能を有していないことを示す。

### 図表3-(2)-⑦ 環境省の国立公園ホームページにおける瀬戸内海国立公園の ビジターセンターに関する情報提供内容



- (注) 1 環境省ホームページの掲載内容に基づき、当局が作成した。
  - 2 兵庫県立六甲山自然保護センター(所在地:兵庫県神戸市)及び大鳴門橋記念館(所在地:兵庫県南 淡路市)は近畿地方環境事務所管内の施設で、鷲羽山ビジターセンター(所在地:岡山県倉敷市)、大久 野島ビジターセンター(所在地:広島県竹原市)及び五色台ビジターセンター(所在地:香川県坂出市) は中国四国地方環境事務所管内の施設である。

図表 3-(2)-8 ビジターセンターの展示施設が故障して利用できない事例

地区名	大久野島	所在地	広島県竹原市				
施設名	大久野島ビジターセンター	設置者	環境省				
事例内容	大久野島ビジターセンターの館内の	主要展示施設(	[11 施設] (注) のうち、次				
	の4つの展示施設(いずれも電子機器)が故障しており、利用できない状態とな						
	っている。						
	① 大久野島について映像で紹介する	「バーチャルウ	オーク」1台中1台				
	② 大久野島の遺跡や瀬戸内海の自然	こ関する情報を	紹介する「瀬戸内海情報サ				
	ーチ」3台中3台						
	③ 大久野島で出会える植物や生き物を	を映像と音声で	紹介する「ネイチャースコ				
	ープ」2台中1台						
	④ 大久野島やその周辺で観察できる村	直物や生き物を	調べる電子図鑑である「ネ				
	イチャーデータボックス」2台中27						
	同センターの施設管理業務及び運営	関係業務の受託	者の説明によると、バーチ				
	ャルウォークは2~3年前から、瀬戸内		- , ,				
	3~4年前から、左から3台目は平成						
	イチャーデータボックスは 24 年 6 月 1		- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
	(注)大久野島ビジターセンターの館内の主要展示施設は、①エコシステムガイド、②バーチャ						
	ルウォーク、③瀬戸内海情報サーチ、④ネイチャースコープ、⑤ネイチャーデータボックス、						
	⑥空から見た大久野島、⑦瀬戸内海ものしりクルーズ、⑧歴史劇場、⑨不思議の海底、⑩不						
	思議の地下世界及び⑪音楽の樹の 11 施設で	である。					

### 現地写真

### 写真1 バーチャルウォーク



故障中のため、展示施設の前に「発 光生物」と「ウミホタルの生態」の 解説板を設置

### 写真2 瀬戸内海情報サーチ



写真3 ネイチャースコープ



写真4 ネイチャーデータボックス



故障中のため、展示施設の画面の上に うさぎの写真を貼付

(注) 当局の調査結果による。

## 図表3-(2)-⑨ 大久野島ビジターセンターの展示施設の改修計画

中国四国地方環境事務所では、平成24年度に大久野島ビジターセンターの展示施設の改修を計画し、25年度に設計を実施し、その後、改修見込みであったが、予算の関係で現在まで工事は未実施となっている。同事務所では今後、管内の他地域との優先順位を考慮のうえ、改修する予定であるとしている。

同センターの展示施設の改修計画は、展示施設の長寿命化を考慮し、電子機器ではないハンズオン展示等に改修するものであり、既存の展示施設を改修又は撤去するとともに、展示施設を新設することとしている。故障中の4つの展示施設(バーチャルウォーク、瀬戸内海情報サーチ、ネイチャーススコープ及びネイチャーデータボックス)の改修計画の内容をみると、次表のとおり、バーチャルウォークと瀬戸内海情報サーチは改修され、ネイチャーススコープとネイチャーデータボックスは展示施設の新設に伴い撤去されることになっている。

表 故障中の展示施設分の改修計画の内容

展示施設名	改修計画 の区分	改修後の展示概要						
バーチャルウ	改修	(改修内容)	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1					
オーク		・既存映像音響設備の機器材						
			↑・説明員が使用する「スタートボタ					
		ン」「停止ボタン(待機状態	態に戻る)」の設置。新フローに対応					
		した機器・制御プログラム	の製作					
		・既存衝立の撤去						
瀬戸内海情報	改修	(改修内容)						
サーチ		・既存展示システムの廃止・	撤去。Q&Aパネル、標本展示など					
		のアナログ型参加体験展示	にする。					
		<ul><li>標本展示のボックスはフタ</li></ul>	・又は抽斗の開閉に連動して内部照明					
		が発停するようにする。						
ネイチャース	撤去	既存の「ネイチャースコー	標本展示の充実を図るため、展示施					
スコープ		プ」展示設備を撤去する。	設として、ネイチャーキャビネット					
ネイチャーデ	撤去	既存の「ネイチャーデータ」(来館者は抽斗をひいて各種標						
ータボックス		ボックス」展示設備を撤去	を観察できるアナログ型情報ボッ					
		する。	クス)を新設する。					

(注) 中国四国地方環境事務所の資料に基づき、当局が作成した。

故障中の4つの展示施設については改修又は撤去を予定しているため、中国四国地方環境事務所では、これらの展示施設を補修していない。

(注) 当局の調査結果による。

### 図表3-(2)-10

#### 調査対象3県内の瀬戸内海国立公園に所在するビジターセンターの利用者数の推移

(単位:人)

施設名	区分	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
大久野島	利用者数	29, 032	35, 172	35, 134	36, 377	53, 161
ビジター	うち外国人	未集計	未集計	26	80	340
センター	利用者数	<b>小</b> 耒川	<b>小</b> 朱미	20	80	340
鷲羽山ビ	利用者数	16, 387	21, 235	20, 020	21, 258	20, 577
ジターセ	うち外国人	未集計	未集計	未集計	未集計	未集計
ンター	利用者数	不果訂	不集訂	不集訂	不集訂	不集訂

- (注) 1 大久野島ビジターセンター分は中国四国地方環境事務所の資料に基づき、鷲羽山ビジターセンター分は同センターの資料に基づき、当局が作成した。
  - 2 大久野島ビジターセンターの平成23年度~25年度の外国人利用者数の国・地域別内訳は、集計していないため、不明である。
  - 3 鷲羽山ビジターセンターの外国人利用者の状況について、同センターの指定管理者は、「外国人の技能 実習生がビジターセンターに毎月1回30人見学のため来所しており、年間360人(≃30人×12回)の外 国人の利用者がいる。技能実習生以外に、外国人の利用者が100人位いる。技能実習生は全員がアジア の人であり、技能実習生以外の利用者は国別では欧米である。」としている。

#### 図表3-(2)-⑪ ビジターセンターの展示物等の多言語表記に取り組んでいる事例

地区名	鷲羽山		所在地	岡山県倉敷市	
施設名	鷲羽山ビジタ	ーセンター	設置者	倉敷市	
事例内容	鷲羽山ビジ	ターセンターでは、次	表のとおり、館内の展示物に英語版の説明		
	紙・説明板を	設置する、玄関付近に	英語版の館銘	仮を設置するなど、必要と判	
	断したものに	は英語表記を行い、ビ	ジターセンター	-の展示物等の多言語表記に	
	取り組んでい	る。			
	表 鷲羽山	ビジターセンターの展示	物等の多言語	表記が行われている例	
	場所	<b>種類</b>		表記言語	
	200171	1里块	日本語	吾 外国語	
	屋外	日本語版の館銘板(ビ		_	
		センター名、入館無料			
		日及び開館時間の表示)	)		
		英語版の館銘板(公園	名、ビーー	$\circ$	
		ジターセンター名、開	館時間	(英語)	
		及び休館日の表示)			
	玄関	開館時間、休館日、館		0	
		の概要及び開館中の表		(「OPEN」のみ英語	
		PEN」)が記載された	移動式	併記)	
		の案内板			

自然を学ぶ	瀬戸内海国立公園の展示パネ	0	$\circ$
コーナー	ル、中国自然歩道の写真パネ		(展示物の横に英語表
	ルの表題及び展示内容		記の説明紙3枚掲示)
	先史時代の岡山県の表題及び	0	0
	展示内容		(展示物の横に英語表
			記の説明紙4枚掲示)
	鷲羽山周辺の生物の表題及び	0	0
	展示内容		(表題のみ英語併記)
	管理室の前の持ち帰り用コー	0	$\circ$
	ナーの表題及び配備されてい		(表題は英語併記。英語
	るリーフレット類		版のチラシ3種類配備)
	カブトガニの展示パネルの表	0	$\circ$
	題及び展示内容(写真)		(展示物の横に英語表
			記の説明紙1枚掲示)
	鷲羽山第一古墳の出土物の展	0	$\circ$
	示の表題及び展示内容		(英語併記)
瀬戸大橋コ	入口の室名表示	0	$\circ$
ーナー			(英語併記)
	本州四国連絡橋(瀬戸大橋)	0	O
	の解説パネルの表題及び展示		(展示物の横に英語表
	内容		記の説明板1枚掲示)

(注)表記言語欄の「○」は当該言語が表記されていることを、「×」は当該言語が表記されて いないことを示す。

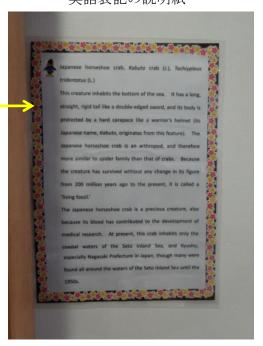
同センターの設置者の倉敷市は、「多言語表記の推進は、非常に重要と考えている。敷地内の日本語版の館銘板については、平成28年1月に更新し、英語を併記した。その他の表示については、指定管理者と連携を図りながら、順次多言語化を進めていきたいと考えている。」としている。

#### 現地写真

### カブトガニの展示パネル



英語表記の説明紙



(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(2)-(2) ビジターセンターの展示物等の多言語表記が行われていない事例

	· ·	ーセンダーの展示物等の				P 171		
地区名	大久野島		所在地		県竹原市			
施設名	大久野島ビ	ジターセンター	設置者	環境	省			
事例内容	大久野島ビジターセンターにおける多言語表記の実施状況をみると、次表の							
	とおり、多	言語表記が行われているの	は、ビジター	センタ	マー前の掲	示板に掲示		
	されている	英語版のパンフレット、注	意表示紙及び	玄関0	)英語表記	の開館又は		
	休館の案内	表示板程度である。展示物	の案内や解説	をはし	じめ、その	他利用者が		
		所における案内等の表示に						
		おらず、外国人利用者に対						
	19413 45 40		, , o have	<i>,</i>				
	表	大久野島ビジターセンターに	こおける多言語	表記の	)実施状況			
	場所	種類				已言語		
		,, ,			日本語	外国語		
	敷地内	館銘板(ビジターセンター 示概要の案内表示、入館		、展	$\circ$	×		
	ビジター センター	掲示板の「大久野島ビジク		の名	0	×		
	前の掲示	環境省作成の瀬戸内海国			0	0		
	板 	ットの「見どころ案内マッ   語版)	プ」(日本語版	)(英		(英語)		
		環境省作成の大久野島ビジパンフレット(日本語版)		-の	0	○ (英語)		
		うさぎの取扱いに関すること「うさぎからのお願い」	主意事項を記載	Ìι	0	(英語)		
		上記以外の掲示物	**プ任恩教/		0	X		
	玄関	開館時間と休館日の表示権	返		0	×		
		「OPEN」又は「CLO	DSE」の反転	タイ	_	0		
		プの開館又は閉館の案内表	表示板			(英語)		
	入口 案内カウ	館内案内図 名称表示			0	×		
	ンター				0			
	展示室	エコシステムガイドの表見			0	×		
		バーチャルウォークの表見 瀬戸内海情報サーチの表見			0	×		
		ネイチャースコープの表記				X		
		ネイチャーデータボックン内容			0	×		
		空から見た大久野島の表見 真)	頃及び展示内容	等 (写	0	×		
		瀬戸内海ものしりクルーン 内容	ズの表題及び展	示	0	×		
		歴史劇場の表題及び展示院	内容		0	×		
		不思議の海底の表題及び原			$\circ$	X		
		不思議の地下世界の表題			0	X		
	1.57.	音楽の樹の表題及び展示		175	0	X		
	レクチャールーム	レクチャールームの室名	女不及い展示内	J谷	0	×		
	工房	工房の室名表示			0	X		
	(注)表記言 いないこ。	語欄の「○」は当該言語が表記: とを示す。	されていることを	· 、「×」	は当該言語	が表記されて		
	1							

#### 現地写真

### 多言語表記が行われていない例

空から見た大久野島



(注) 当局の調査結果による。

#### 図表3-(2)-(3) 大久野島ビジターセンターの展示施設の多言語化の計画

中国四国地方環境事務所では、平成 24 年度に大久野島ビジターセンターの展示施設の改修を計画し、この改修計画の中で、展示改修と併せて多言語表記可能な箇所について多言語表記を行うこととし、25 年度に設計を実施し、その後、改修に併せて多言語表記を行う見込みであったが、予算の関係で現在まで工事は未実施となっている。同事務所では、今後、管内の他地域との優先順位を考慮のうえ、同センターの展示施設を改修し、併せて多言語表記を行う予定であるとしている。

大久野島ビジターセンターの展示施設の多言語化の計画内容をみると、次表のとおり、展示改修と併せて多言語表記可能な箇所について多言語表記を行うもので、利用実態及び表示面積(規模、読みやすさ)を考慮して、表記言語を日本語と英語としている。

表 大久野島ビジターセンターの展示施設の多言語化の計画内容

コーナー名称(展示名称)	改修計画 の区分	多言語化の内容		
各展示コーナータイ	改修	各展示コーナータイトルは、和文+英文併記とする。コー		
トル		ナーサイン付け替え。		
ネイチャーキャビネ	新設	標本・はく製の名称表記は和文+学名(ラテン語)とする。		
ット				
空から見た大久野島	改修	丸太スイッチの地名・施設名は和文+英文併記とし、表示		
		面付け替え。ジオラマ上の表記は現状のままとする。		
館内案内サイン	改修	和文+英文併記とする。表示面付け替え。		
施設名称サイン	新設	新設サインは和文+英文併記とする。		
屋外展示施設解説サ	改修	タイトル及び解説文を和文+英文併記とする。表示面付け		
イン		替え。		
ウサギの生態紹介	改修	旧大久野島トピックスコーナーに展示するグラフィック		
		のうち、1枚を英文表記する(タイトル・解説共)。		
エコシステムガイド	改修	既存解説サイン撤去。和文+英文併記の解説サインを新規		

		製作、取付。		
スナメリコーナー、カ	新設	タイトル及び解説文を和文+英文併記とする。		
ブトガニコーナー				
大久野島周辺図・掲示	新設	タイトル及び解説文を和文+英文併記とする。		
板				
(注) 中国四国地土農廃東改託の次別に甘べた 火日が佐出した				

<sup>(</sup>注)中国四国地方環境事務所の資料に基づき、当局が作成した。

## 図表3-(2)-(1)

# 環境省のホームページにおけるビジターセンターの休館日の案内が間違っている事例

ホームペ	環境省の国立公園ホームページ				
ージ名	(注)環境省の国立公園ホームページの構成については、図表3-(2)-⑦参照。				
事例内容	鷲羽山ビジターセンター(倉敷市設置)の休館日は、以前は毎週木曜日(祝日				
	の場合はその翌日)と年末年始(12月29日~1月3日)であったが、リニュー				
	アルオープンした平成 22 年 4 月以降は年末年始(12 月 29 日~ 1 月 3 日)に変				
	更になっている。同センターの館銘板、パンフレット及びホームページには、変				
	更後の休館日(年末年始)が記載されている。				
	しかし、環境省の国立公園ホームページの瀬戸内海国立公園の公園利用ガイド				
	の施設案内には、鷲羽山ビジターセンターの休館日は変更前の休館日である「毎				
	週木曜日(祝日の場合はその翌日)、年末年始」と掲載されており、休館日の案				
	内が間違っている。この情報を見た者は、同センターは毎週木曜日(祝日の場合				
	はその翌日)は実際には開館しているのに休館していると誤解するおそれがあ				
	る。				
	中国四国地方環境事務所は、本事例について把握していなかったが、当局の指				
	摘を受けて、その翌日(平成 27 年 11 月 18 日)に国立公園ホームページの鷲羽				
	山ビジターセンターの休館日の掲載内容を修正しており、調査の途上において改				
	善措置が講じられた。				

(注) 当局の調査結果による。

<sup>(</sup>注) 当局の調査結果による。

## 図表3-(2)-(5)

# 休憩所が利用者に対する情報提供の場として活用されていない事例

地区名	宮島	所在地	広島県廿日市市			
施設名	大元休憩所	設置者	環境省			
事例内容	環境省が整備した休憩所の壁に利用者向けの掲示板が設置されているが、利用時					
	間の案内が貼られている程度であり、国立公園の施設、自然環境等について説明・					
	案内するものは何もなく、チラシ・パンフレット類の備え置きもない。また、緊急					
	時の連絡先や意見等申出先の表示もない。					
現地写真	休憩所の掲示板					
	「ご自由にお取りください」と パンフレット類は配備されてい		が、チラシ・			

(注) 当局の調査結果による。